

令和5年3月甲良町議会定例会会議録

令和5年3月6日（月曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|-----|--------|---|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | 議案第6号 | 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 第4 | 議案第7号 | 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 第5 | 議案第8号 | 甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 第6 | 議案第9号 | 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例 |
| 第7 | 議案第10号 | 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第8 | 議案第11号 | 甲良町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第9 | 議案第12号 | 甲良町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第10 | 議案第13号 | 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 |
| 第11 | 議案第14号 | 職員の高齢者部分休業に関する条例 |
| 第12 | 議案第15号 | 甲良町個人情報保護に関する法律施行条例 |
| 第13 | 議案第16号 | 甲良町情報公開・個人情報保護審査会条例 |
| 第14 | 議案第17号 | 甲良町まちづくり条例の一部を改正する条例 |
| 第15 | 発議第1号 | 甲良町議会の個人情報保護に関する条例（案） |
| 第16 | 議案第18号 | 令和4年度甲良町一般会計補正予算（第11号） |
| 第17 | 議案第19号 | 令和4年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 第18 | 議案第20号 | 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |
| 第19 | 議案第21号 | 令和5年度甲良町一般会計予算 |
| 第20 | 議案第22号 | 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計予算 |
| 第21 | 議案第23号 | 令和5年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 第22 | 議案第24号 | 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計予算 |
| 第23 | 議案第25号 | 令和5年度甲良町墓地公園事業特別会計予算 |
| 第24 | 議案第26号 | 令和5年度甲良町下水道事業会計予算 |
| 第25 | 議案第27号 | 令和5年度甲良町水道事業会計予算 |
| 第26 | 請願第1号 | 精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める請願 |

◎会議に出席した議員（11名）

1番	小森正彦	2番	岡田隆行
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	丸山恵二
9番	木村修	10番	西澤伸明
11番	建部孝夫		

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	青山繁
総務課長	中村康之	教育次長	中川雅博
会計管理者	福原猛	学校教育課長	寺田喜生
税務課長	大野けい子	社会教育課長	望月仁
企画監理課長	熊谷裕二	総務課参事	村田茂典
住民人権課長	宮川哲郎	総務課長補佐	岩瀬龍平
保健福祉課長	山崎志保美	建設水道課長補佐	寺居友彦
産業課長	西村克英	建設水道課長補佐	丸山幸志
呉竹センター館長	上田真司		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	橋本浩美	書記	山脇理恵
------	------	----	------

(午前 9時25分 開会)

○**建部議長** ただいまの出席議員数は11人であります。

議員定足数に達しておりますので、令和5年3月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、既に配布しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、4番 山田裕康議員、5番 野瀬議員を指名します。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から22日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**建部議長** 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から22日までの17日間と決定いたしました。

これより、町長の挨拶、行政報告並びに提案説明を求めます。

町長。

○**野瀬町長** マスクを取らせていただきます。

本日、令和5年甲良町議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただき、誠にありがとうございます。日頃は町政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここで、提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

まずは、新型コロナウイルス感染症についてであります。

国は、新型コロナウイルス感染症対策本部において、本年5月8日から、感染症法の位置づけを季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更する対応方針を決定をいたし、これまでの政策や措置を見直すこととしています。法的な位置づけが変更された後においても、引き続き感染状況や新たな変異株の発生状況等を見極め、具体的な政策の決定にあたっては、町村や医療機関等の現場における混乱や住民の不安を招くことがないように、2月2日に全国町村会長から、次の3項目を国に緊急要望いたしました。

1、新型コロナワクチンの接種についてで、接種控えを避けるため、当面の間は全額国費負担による特例臨時接種を継続すること。ちなみに、これまで5回に分けてワクチン接種が行われてきましたが、2月26日現在の県内

の市町別ワクチン接種状況の全人口比率において、甲良町は、3回目は73.3%で、竜王町の次で2番目、4回目は50.1%で、高島市、多賀町の次で3番目、5回目は28.2%で、竜王町の次で2番目に接種率が高い状況であります。住民の皆さんのご理解をいただき、いずれの接種回においても県内で本町の接種率は上位でありますことをご報告申し上げておきます。

要望項目に戻ります。

2、医療提供体制等についてで、5類移行に伴う医療提供体制の段階的移行の検討にあたっては、入院・外来・検査等に係るこれまでの国の支援措置について、医療機会や病床の確保、入院調整等に生じることのないよう、関係者と十分協議をし、必要な準備期間を確保した上で、適切な時期に見直しを行うこと。

3、今後の感染症対策等についてで、個人や事業者が取るべき感染対策については、科学的根拠に基づき、今後も有効な対策を明示するとともに、教育現場、福祉施設や行政窓口等におけるマスク着脱の判断に混乱が生じないよう、ガイドラインを示し、十分周知すること。

この3点について、国へ緊急要望をいたしております。

次に、道の駅せせらぎの里こうらは、令和3年度に防災道の駅に指定をされました。2月13日に、鈴鹿西縁断層帯を震源とする震度7の地震が発生をし、家屋の倒壊、ライフラインが機能停止したと想定をした防災訓練を実施をいたしました。

この訓練は、作成をした事業継続計画を基に、道の駅の職員、町職員、県職員が参加をして、まずは施設内におられるお客さんの避難誘導や情報共有が進められるかの訓練が主で、今後は救援活動部隊が受け入れられ、広域防災拠点のスペース確保が設けられる訓練に拡大するとともに、防災機能や防災施設の整備計画について、引き続いて県当局等と協議を続けてまいります。

さて、本議会においては、予算をはじめとする諸議案の審議をお願いすることとなります。今3月定例会に上程しております予算案の内容を含め、令和5年度の施策の方針を、要約ではありますが述べさせていただきます、議員各位のご理解、ご協力を賜りたいと思います。

今回、令和5年度予算の編成につきましては、本町の構造的な歳入不足に端を発し、令和4年4月に発出をした財政危機宣言、また、それを受けた内部計画である甲良町第2次財政健全化計画を念頭に、12月に議決をいただいた甲良町持続可能な地域づくり計画、そして第4次甲良町総合計画に基づく事業推進などを指示し、真に必要な分野に限られた財源を重点的かつ効率的に配分することに注力をし、予算編成をいたしました。

また、特に重点として、1、家庭支援の充実、2、子どもの学力向上、3、

町民の健康づくり、4、地域福祉活動の集落支援、5、集落コミュニティの活性化の5つの事業に対し、予算を重点配分するとして、予算の編成に当たらせていただきました。

1つ目の家庭支援の充実、2つ目の子どもの学力向上の考え方としては、切れ目のない子育て支援と、それによる学習意欲の向上にあります。本町では、基本的な生活習慣、学習習慣に課題を抱える児童・生徒が少なくありません。これは当人だけの問題ではなく、その保護者の意識の改革や学習環境の向上が必要となります。このため、令和4年度から配置を開始をした公認心理師をはじめとした専門チームにより、妊娠期から青年期まで、継続的で一体的な支援体制の構築と関係維持を継続して実施して、保護者等も含めた対応を行い、併せて学力向上のための必要となる施策構築のため、外部有識者を含めた改革委員会を、教育委員会において立ち上げる予定としているところであります。

また、3つ目、4つ目の柱である町民の健康づくり、地域福祉活動の集落支援については、高齢者の保険事業と介護予防を一体化する事業を拡大実施するほか、自己啓発型の介護予防教室を開設する予定であり、健康推進員の皆様とともに、町民の自主的な健康づくりについてもサポートを一層充実させることとしております。新型コロナウイルス感染症の影響で中止されてきた各集落の地域サロン等についても、再開を後押しできるよう支援を強化する予定であります。

5つ目の集落コミュニティの活性化について、令和4年度はまちづくり協議会において、自治会活動及び地域コミュニティの課題について協議を行いました。本年度は、これらの集落の抱える個々の課題について、どのように取り組むか、町職員が集落に寄り添いながら支援を行ってまいりたいと考えております。

依然、自主財源に乏しい状況が続き、財政調整基金についても9,741万円の繰入れを計上しており、一層の経費節減、効率的な財政の推進に尽力するよう、職員一同に求めているところであります。諸課題の解決や、高度化・複雑化する行政課題に対して、ポストコロナに向けて変化する生活や価値観を的確に捉えつつ、今後も持続可能となるよう、行財政運営の健全化に継続的に取り組み、住民の福祉向上のため、職員が結束して事業を進めてまいります。

以上、令和5年度施策に関する方針の説明とさせていただきます。

それでは、本日提案させていただきます案件について、その概要を申し上げます。

議案第6号は、甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例で、この条例

の別表 3 に保健福祉センター施設の使用料を表記しておりますが、今回新たに施設 2 階の機能訓練室及びデイルームを追加するものであります。

議案第 7 号は、甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例で、令和 4 年 1 2 月 1 5 日の厚生労働省・社会保障審議会医療保険部会において、出産育児一時金は全国で一律 5 0 万円に引き上げるべきとされ、健康保険法施行令の一部改正に伴い、条例第 8 条の出産育児一時金を 4 8 万 8 , 0 0 0 円に改め、出産育児一時金規則の 1 万 2 , 0 0 0 円を加算をして、5 0 万円を支給するものであります。

議案第 8 号は、甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例で、国土交通省による指定区間内の国道における道路占用料改定に伴う道路法施行令の一部改正を受けて、所要の改正を行うものであります。

議案第 9 号は、甲良町手数料徴収条例の一部改正する条例で、滋賀県屋外広告物条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 1 0 号は、甲良町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、小学校・中学校の嘱託薬剤師と認定こども園嘱託薬剤師の年額報酬を改正するとともに、今回、地域学校協働活動推進委員、学校運営協議会委員、国民保護協議会委員、防災会議委員を追加をし、それぞれの報酬額を定めたものであります。

議案第 1 1 号は、甲良町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例で、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第 1 3 条に掲げる必要な措置を実施するため、地方自治法第 2 0 3 条の 2 第 1 項及び第 3 項に規定する非常勤消防団員の報酬及び費用弁償に係る基準の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 1 2 号は、甲良町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例で、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を年齢 6 0 年から 6 5 年に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行うものであります。

議案第 1 3 号は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例で、地方公務員法の一部改正により職員の定年が引き上げられることに伴い、関係条例である甲良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例、甲良町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例、甲良町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例、甲良町職員の勤務時間、休暇等に関する条例、甲良町職員の育児休業等に関する条例、甲良町職員の給与に関する条例、甲良町職員の旅費に関する条例、甲良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の 8 つの条例の一部改正と、甲良町職員の再任用に関する条例を廃止をいたし、全部で 9 つの条例の整備を行うものであります。

議案第14号は、職員の高齢者部分休業に関する条例で、職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正をふまえ、職員の加齢による諸事情等への対応をし、働き方の環境整備として、職員の高齢者部分休業の導入に関し、必要な事項を定めるものであります。

議案第15号は、甲良町個人情報の保護に関する法律施行条例で、令和5年4月1日から新個人情報保護法が施行されます。国の行政機関、独立行政法人等と地方公共団体に加え、民間事業者を含めて、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立が要請される中、全国的な共通ルールを法律で規定するとともに、国がガイドラインを示すことにより、地方公共団体の的確な運用を確保しようとする目的があり、本町においても本条例を制定するものであります。

議案第16号は、甲良町情報公開・個人情報保護審査会条例で、甲良町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、本条例を制定するものであります。

議案第17号は、甲良町まちづくり条例の一部を改正する条例で、甲良町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、まちづくり条例の第35条（個人情報の保護）の規定を改正するものであります。

議案第18号は、令和4年度甲良町一般会計補正予算（第11号）で、4,686万5,000円を減額をいたし、補正後の予算総額を41億7,057万3,000円とするものであります。

主な補正項目といたしましては、歳入では、国庫支出金として児童手当交付金735万9,000円、社会資本整備交付金536万8,000円、県支出金として後期高齢者基盤安定拠出金351万9,000円、県知事選挙費委託金218万8,000円、繰入金として財政調整基金繰入金7,903万2,000円、ふるさと基金繰入金260万6,000円などを減額いたし、歳出では、総務管理費として電子計算管理事業1,903万7,000円、まちづくり総合補助金223万2,000円、児童福祉費として児童手当1,060万5,000円、保健衛生費として予防接種委託577万9,000円、道路橋梁費として橋梁点検委託447万円、町道新設改良費588万円、消防費として消防事務委託2,295万円、教育総務費として、要保護・準要保護児童生徒就学援助費210万円などを減額するものであります。

議案第19号は、令和4年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）で、34万9,000円を減額いたし、補正後予算総額を8億3,556万2,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、歳入では、国民健康保険税として一般被保険

者国民健康保険税 44万2,000円、繰入金としてのその他一般会計繰入金 48万1,000円を減額いたし、歳出では、総務管理費としてパソコン保守委託 48万1,000円を減額するものであります。

議案第20号は、令和4年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）で50万7,000円を追加をいたし、補正後の予算総額を9億6,817万円とするものであります。主な内容といたしましては、国庫支出金75万円、支払基金交付金26万8,000円などを歳入計上し、支出では、地域支援事業費として通所介護相当サービス負担金180万円、予備費212万9,000円などを増額するものであります。

議案第21号は、令和5年度甲良町一般会計予算及び議案第22号から議案第27号の令和5年度の4つの特別会計及び2つの企業会計の予算であります。

一般会計予算につきましては、昨年度当初予算より3.0%増となる38億4,814万7,000円であります。特別会計につきましては、昨年度当初予算との比較で、国民健康保険特別会計5.6%増となる8億3,378万6,000円、後期高齢者医療事業特別会計6.6%増となる9,030万5,000円、介護保険事業特別会計0.7%増となる8億9,216万1,000円、墓地公園事業特別会計5.7%増となる72万円であります。

企業会計につきましては、昨年度当初予算との比較で、下水道事業会計1.1%減となる6億4,282万6,000円、水道事業会計1.7%増となる2億9,444万9,000円であります。特別会計及び企業会計による6会計の総予算額では、昨年度当初予算より3.0%増となる27億5,424万7,000円であります。

冒頭述べましたとおり、本町の財政構造は依存財源に左右される大変脆弱なものとなっております。今後も限られた財源であります。地方自治法第2条第14項に定められているとおり、最小の経費で最大の効果を挙げられるように予算を編成するとともに、同項に掲げられる住民福祉の増進に努めてまいりたいと考えております。

以上、本日提出いたしました案件につきまして、その概要の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議をいただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○**建部議長** 次に、日程第3 議案第6号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第6号 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**山崎保健福祉課長** 甲良町使用料徴収条例の一部を改正する条例。

甲良町使用料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第3 保健福祉センター施設に機能訓練室及びデイルームを加える一部改正です。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

以上です。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第6号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** 起立全員でございます。

よって、議案第6号は可決されました。

次に、日程第4 議案第7号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第7号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○**宮川住民人権課長** それでは、私の方から、議案第7号の説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、健康保険法施行令の一部改正により、現行の40万8,000円から48万8,000円に増額されたための改正となります。

なお、報道のとおり50万円が支給額となりますが、不足分の1万2,000

0円につきましては、甲良町国民健康保険出産育児一時金規則において加算しますので、合計50万円となるものでございます。

なお、附則につきましては、この条例は令和5年4月1日から施行する。

また、経過措置といたしまして、この条例の施行の前に出産した被保険者に係る第8条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例によるとするものでございます。

よろしく願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 加算する1万2,000円ですけども、この金額は国からの手当てがあるのかなのか、説明をお願いします。

○建部議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 こちらにつきましては、町単になっております。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 40万8,000円から48万8,000円に前進するという点で、賛同をしたいと思っています。同時に、国の仕組みがまだまだ脆弱だということも考えています。それは、出産にかかる費用、60万を超えるということも情報で聞いております。大変な金額になります。その他特別な、いろいろ手間を入れますと、相当な金額になって、この1万2,000円でさえも町単で手当てをしなければならぬ。地方にそういうしわ寄せをするという点で、改善を求めたいと思います。

その点でも6町に合わせる、ないしは市町村の全国の規模と連携をしながら、国の手当てが厚くなるように求めていただきたいというように思いまして、賛成討論とします。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 起立全員でござります。

よって、議案第7号は可決されました。

次に、日程第5 議案第8号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第8号 甲良道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 こちらは、甲良町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

甲良町道路占用徴収条例の一部を次のように改正する。

別表中「法第32条第1項第1号に掲げる工作物、第1種電柱1本につき1年420円」から、「法第32条第1項第3号及び第5号に掲げる施設、その他のもの」といたしまして、「占用面積1平方メートルにつき1年760円」とするものであり、から、「法第32条第1項第1号に掲げる工作物、1本につき1年480円」とするものから、「法第32条第1項第3号及び第5号に掲げる施設、その他のもの、占用面積1平方メートル当たりにつき1年850円」とするものです。括弧に改め、同表法第32条第1項第3号及び第6号に掲げる施設の部中「10円」を「9円」に、「96円」を「87円」に改め、同表中の「道路法施行令第7条第1項に掲げる物件、看板（アーチであるものを除く）、一時的に設けるもの、占用面積1平方メートルにつき1カ月当たり96円」から、最後になりますが、「政令第7条第13号に掲げる施設、その他のもの」といたしまして、「Aにつき0.031を乗じて得た額」に改めるものであります。

附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 これも収入確保の1つなんですけども、僅かですけども、予算書を見るんですけども、ちょっと私では分かりませんでした。それで、現行の金額と、それから、この条例の改正によってどんだけの増収が得られるのかの説明をお願いしたいと思います。

○建部議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐　こちらにつきましては、1本につき1年で420円から480円と、60円の差が出たりしますが、物によってはマイナスされるものもありますので、平均的に、金額的には微増という形ではあると思います。予算としては、改正前の当初の段階で予算計上しておりますので、ここについては今後、増えてくる場合については補正対応などさせていただきたいとは思っております。

○建部議長　西澤議員。

○西澤議員　科目は、どの科目に計上されていますか。ちょっと見るんですけども、道路占有料という表示にはなかったもので、どこかに入っているのかなと思うんですが。

○村田総務課参事　すいません、予算書、新年度の、すいません。申し訳ありません。新年度の予算書で、令和5年度一般会計で言いますと、ページで言いますと15ページのところでお願いしたいんですけども、こちらの中段で、土木使用料というのがあるかと思います。この中に、道路等占用料ということで記載の方をさせていただいております。

○建部議長　ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長　ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長　ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第8号を採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○建部議長　着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第8号は可決されました。

次に、日程第6　議案第9号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長　議案第9号　甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

○建部議長　本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 甲良町手数料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

甲良町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第3を削り、別表第2の次に次の1表を加える。

別表第3（第2条関係）、屋外広告物許可・認定手数料。普通広告物、野立広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物、その他物件利用広告物、1平方メートル未満、1個440円から、簡易広告物、提灯、1個90円まででございます。

附則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○建部議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第9号は可決されました。

次に、日程第7 議案第10号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第10号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○中村総務課長 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

これにつきましては、地方自治法203条の2第2項において改正するも

ので、単価の見直し及び特別職の職員で非常勤のものを追加をするというものでございます。

議案書の次のページをお願いいたします。

甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正すると。

別表中「小中学校嘱託薬剤師、年額4万円」を「小学校嘱託薬剤師、年額7万3,000円、中学校嘱託薬剤師年額7万2,000円」に改め、同表認定こども園嘱託薬剤師の項中「4万円」を「5万5,500円」に改め、同表中「甲良町職員分限懲戒審査委員、1時間1万円」を「甲良町職員分限懲戒審査委員、1時間1万円、地域学校協働活動推進委員、1時間1,000円、学校運営協議会委員、年額5,000円」に改め、同表中「その他、任命権者が町長と協議して定める」を「甲良町国民保護協議会委員、日額5,000円、甲良町防災会議委員、日額5,000円」に改めるものでございます。

裏面をお願いします。

附則 この条例は令和5年4月1日から施行するというものでございます。

以上でございます。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、討論を終わります。

これより、議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○建部議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第10号は可決されました。

次に、日程第8 議案第11号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第11号 甲良町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

○**中村総務課長** 甲良町消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、消防庁の長官通知、消防団員の報酬等の基準の作成について、非常勤消防団の報酬等の基準が示されたというところでございます。それに伴いまして、甲良町消防団の報酬等について、標準額と均等の取れた額となるように引き上げるための条例改正でございます。

議案書の次のページをお願いいたします。

甲良町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の表団員の項中「3万3,000円」を「3万6,500円」に改める。

第13条第1項の表を次のように改める。

災害に出動した場合、4時間以内4,000円、4時間を超え24時間以内8,000円、24時間を超える場合8,000円に、4時間ごとに4,000円を加算した額、訓練、警戒及びその他消防用務に出動した場合、4時間以内2,000円、4時間を超え24時間以内4,000円、24時間を超える場合は4,000円に、4時間ごとに2,000円を加算した額。

附則 この条例は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○**建部議長** ご着席願います。

起立全員でございます。

よって、議案第11号は可決されました。

次に、日程第9 議案第12号から日程第11 議案第14号を一括議題

とします。

議案を朗読させます。

局長。

- 橋本事務局長 議案第12号 甲良町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例。

議案第13号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例。

議案第14号 職員の高齢者部分休業に関する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

- 建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課長。

- 中村総務課長 甲良町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

これにつきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げることとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行うものでございます。

議案書の次のページ、1ページをお願いいたします。

1ページ中ほど、第2章 定年制度でございます。

第3条のところでございますが、現行60歳の定年を2年に1歳ずつ段階的に引き上げて、65歳とするものでございます。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制でございます。

第6条、第7条でございます。管理監督職勤務上限年齢に達した職員を管理監督職以外の職に降任等させる管理監督職勤務上限年齢制の導入に伴いまして、対象となる管理監督職の範囲を定めるとともに、管理監督職勤務上限年齢を60歳と定めるものでございます。

同じく、8条でございます。2ページの下側でございます。管理監督職以外の職に降任を行うにあたって留意すべき基準を定める内容となっております。

続きまして、3ページ中ほどでございます。

第9条でございます。管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を定める内容となっております。

続きまして、4ページでございます。

中ほど下、第4章でございます。定年前再任用短時間勤務制でございます。

第12条でございます。60に達した日以降に退職した職員を、選考により短時間勤務の職に採用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入するというものでございます。

続きまして、5ページでございます。

第5章でございます。雑則の第5項でございます。一番下段でございますが、任命権者は当分の間、職員に対し、60歳に達する日以降に適用される任用及び職員に関する措置の内容等に関する情報を提供するとともに、同日の翌日以降における勤務の意思を確認するよう努めるというものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

中ほど、附則の第1条でございます。この条例は、令和5年4月1日から施行するというものでございます。

また、第2条では、勤務延長に関する経過措置がうたわれているという内容でございます。

続きまして、7ページから最終の第11条でございます。12ページでございますが、再任用に係る経過措置等、必要な経過措置を設けるというものでございます。

続きまして、議案の第13号でございます。地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例でございます。これにつきましては、先ほどの第2条に伴う関係条例の改正でございます。

議案書の次のページ、1ページをお願いいたします。

第1条でございます。甲良町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するものでございまして、定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴い、引用条文の改正を行うというものでございます。

続きまして、第2条でございます。甲良町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正するものでございまして、定年延長に伴いまして、管理監督職勤務上限年齢に達した職員を、管理監督職以外の職に降任することを規定しておる内容となっております。

続きまして、第3条でございます。甲良町職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正するもので、降級となった職員の減給の規定を追記をするというものとなっております。

続きまして、第4条でございます。甲良町職員の勤務時間、休暇に関する条例の一部を改正するものでございまして、定年前再任用短時間勤務職員制度の導入に伴いまして、引用条文等の改正を行うというものとなっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

上から8段目でございます。第5条でございます。甲良町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものでございます。育児休業をすることができない職員に定年を延長し、管理監督職勤務上限年齢制措置の職員を加えるとともに、定年前再任用短時間勤務職員制度の導入に伴い、引用条文等の改正を行うというものでございます。

続きまして、3ページをお願いします。

上から5段目、第6条でございます。これにつきましては、甲良町職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございまして、9項 定年前再任用短時間勤務職員の給与月額、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の基準給与額のうち、当該定年前再任用短時間勤務に属する職務の級に応じた額を、勤務時間条例により案分して算出するというものでございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

附則の第16項でございまして、中ほどでございますが、当分の間、職員が60歳に達した日以降における最初の4月1日以降の給与の月額は、当該職員に適用される給料表の給与月額のうち、当該職員の属する勤務の級及び当該職員の受ける号給に応じた100分の70を乗じた額というものでございます。

同じく、4ページの附則の17項でございます。附則16項の規定を適用しない職員を定めるというものでございます。

続きまして、4ページから5ページにかけて、附則の18項でございますが、地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員のうち、特定日に100分の70を乗じて得た額により受ける給与月額が、降任等の前日に受けていた給与月額に100分の70を乗じた額に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以降、100分の70を乗じて得た額により受ける給与月額は、基礎給与額の特定給与額との差額に相当する額を支給するというものでございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

第7条でございます。甲良町職員の旅費に関する条例の一部を改正するものでございまして、定年前再任用短時間勤務制度の導入に伴いまして、引用条文等の改正を行うというものでございます。

同じく、6ページの第8条でございます。

甲良町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正するものでございまして、これも同じく、定年前再任用短時間勤務職員制度の導入に伴いまして、引用文等の改正を行うというものでございます。

同じく、6ページの第9条におきましては、甲良町職員の再任用に関する

条例でございまして、経過措置といたしまして、段階的な引上げ期間中、現行の再任用制度と同様の暫定再任用制度を措置するために、甲良町職員の再任用に関する条例を廃止するというものでございます。

附則 この条例は令和5年4月1日から施行するという内容になっておるところでございます。

続きまして、議案の第14号でございます。職員の高齢者の部分休業に関する条例でございます。

議案書の次のページをお願いします。

1 ページでございます。

第1条、この条例は、地方公務員法第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるという内容となっております。

高齢者の部分休業、第2条でございます。高齢者部分休業の承認は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲で、5分単位として行うものとする。

2項、第26条の3項第1項の高年齢として条例で定める年齢は、60歳とする。

第3条、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、甲良町職員の給与に関する条例第26条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与の月額並びにそれに対する地域手当及び管理職手当の月額の合計に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除し、除して得た額を減額し給与を支給する。

第4条、任命権者は、高齢者部分休業している職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間を短縮することができる。

第5条、任命権者は、既に高齢者部分休業している職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認められるときは、当該職員に係る部分休業の延長を承認することができるというものでございます。

附則 この条例は、令和5年4月1日から施行するというものになっております。

以上でございます。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

議案第12号について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、討論を終わります。
これより、議案第12号を採決します。
本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。
(賛成者起立)

○建部議長 着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第12号は可決されました。
次に、議案第13号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。
議案第13号を採決いたします。
お諮りします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第13号は可決されました。
次に、議案第14号について、討論はありませんか。
(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第14号を採決いたします。
お諮りします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○建部議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第14号は可決されました。
ここで、暫時休憩をいたします。35分まで、約15分間。
(午前10時20分 休憩)
(午前10時35分 再開)

○建部議長 休憩前に引き続き、開会いたします。
次に、日程第12 議案第15号から日程第14 議案第17号を一括議題とします。
議案を朗読させます。
局長。

○橋本事務局長 議案第15号 甲良町個人情報保護に関する法律施行条例。

議案第16号 甲良町情報公開・個人情報保護審査会条例。

議案第17号 甲良町まちづくり条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** まず、議案第15号 甲良町個人情報の保護に関する法律施行条例及び議案第16号 甲良町情報公開・個人情報保護審査会条例についてご説明申し上げます。

令和3年5月に公布されましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして個人情報保護法が改正され、行政と民間での個人情報保護制度の一本化が図られることになりました。このことに伴いまして、令和5年4月1日の施行に向け、全国の全ての都道府県及び市町村におきまして、条例改正が行われるものでございます。

お聞きいただきまして、法律施行条例の条文、ご覧いただけますでしょうか。

まず、第1条は、法に基づき条例制定の趣旨を規定しています。

第2条では、条例で取り扱う言葉の定義を規定しています。

第3条では、手数料ですが、本町ではコピー等の実費は、これまでと同じく申請者負担としておりますが、手数料につきましては無料としております。

また、第4条では、審査会への諮問に関する手続を規定しております。

お聞きいただきまして、2ページ、ご覧いただけますでしょうか。

附則では、施行日を令和5年4月1日とするほか、従前条例の廃止及び新条例施行後の旧条例の遡及適用等に関する規定を設けております。

続きまして、議案第16号の審査会条例につきまして、条文をご覧いただけますでしょうか。

審査会条例の第1条及び第2条では、条例制定の趣旨及び審査会の設置を規定しております。

また、第3条では、条例で取り扱います言葉の定義を規定しています。

お聞きいただきまして、おめくりいただきまして、2ページでございます。

第4条では、審査会が調査審議する事項について規定しております。

中段ほど、第5条から第7条では、審査会の組織について、定数、委員、会長について、従前の条例と同様に規定しております。

第8条以降では、調査審議に関する諸手続について規定しているものでございます。

お聞きいただきまして、4ページをお願いします。

4ページ下段にございます附則では、先ほどの条例と同じく、施行日を令和5年4月1日とするほか、従前条例の廃止、新条例の施行後の遡及適用等を同様に規定しているものでございます。

続きまして、議案第17号 甲良町まちづくり条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

こちらにつきましては、先ほどご説明いただきました個人情報の保護に関する条例を、新たに法律の施行に伴い施行することに伴いまして、条文中に個人情報の保護に関する一般規定を設けておりましたことにおきまして、法律の施行に伴い、法律によりこの取扱いを行うといったことを条文規定するものでございます。

以上、よろしく審議をお願いします。

以上です。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 まず、議案第15号について、4点ばかりお尋ねします。

1つは確認、おさらいとなりますが、全国全ての自治体が制定されるようになった背景、いきさつはなぜかというのが1つです。

それから、2つ目は、町が保有する個人情報を他機関に提供する場合の規定が新たに設けられたように思いますが、これがなぜかという点です。

3つ目は、その際、提供する場合の歯止めのよしあしを判断するのは、誰が判断するのか。つまり、こういう情報提供の依頼、申出は正当だというように判断するのは、どこの機関がするのか。

それから、4つ目ですけれども、民間団体、それから機関等が提供する場合は想定されているのか。つまり、民間団体や公的機関外が個人情報を提供してほしいというように依頼することも想定をされているということのように、条文見ますと、そういうように感じるんですけども、そのことは背景としてあるのかどうか、その4点です。

それから、17号の方ですが、議案第17号の方ですけれども、条文見ますと、つまり、個人情報というのは厳格に管理されるべきとの理念、これが外されているように思います。つまり、有用性に配慮しつつ、つまり、有用性が配慮されていれば提供が可能だというように、枠が広がったように思いますが、そういう基本的理念が変質されるおそれがあると考えますが、この点の見解、お願いいたします。

以上です。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 2点目の、町の保有する規定について、もう一度、すいません、ご説明いただけますか。すいません。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 町が保有する個人情報了他機関に提供する場合の規定が、新たに設けられたというように見えます。これが、私の認識が合っているかどうか、また、そういうことが内容として示されているのかという点です。よろしくをお願いします。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 まず1点目の、全国全ての都道府県、市町村が改正する背景はというご質問でございますけれども、こちらが、前段でご説明させていただきました国の法律に基づき、全自治体がこの法律適用を受けるという、法律適用に伴い、全国の自治体がこういった手続をするといったような根拠に基づくものでございます。

2点目の、町が保有する個人情報了他機関へ提供する規定が新たに設けられたのかということでございますけれども、こちら、新たに規定が設けられたわけではなく、今までは各自治体ごとにその根拠を定めておりました。例えば、甲良町は甲良町独自にこういうふうにするよという規定を設けておいて、例えば隣の豊郷であり多賀であれば、甲良町とは違うまた規定を、それぞれ個別の判断で規定を設けられていたというのが、それは個別にそれぞれ判断するんじゃなく、条例判断するのではなく、法律に基づいて、大原則取り扱うんだよといったようなことで、逆に新たに求められたわけじゃなく、今までの別々に設けていたものをやめになって、一律化された、一元化されたというふうにご理解いただければと思います。

それから、3点目の、提供する場合、誰が決めるのかというご判断ですけれども、手続的なことで申し上げますと、行政機関内の個人情報の提供の最終決裁権者は町長になりますので、最終、町長の決裁をもって手続を行うというような意味であれば、最終町長判断というふうにご理解いただけるかと思えます。

それから、4点目は、民間団体へ提供することをあらかじめ想定しているかということなんですけれども、法律条文上は、こういった民間機関であれば原則提供できるよといったようなことであるとか、そういったような、あらかじめその特定の団体を指定した上で、提供可能なというような法律条文にはなっておりませんので、あくまで申請があった場合に、個別にそれぞれ判断するといったようなことの手続になろうかなと思います。

一応、4点でよかったですか。すいません。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今、最後の方に言われましたところ、やはり今度の法律改正が、民間も、それから公的機関、自治体も含めて一体となって法律改正に進んでいく。そういうことから考えますと、公の自治体や国が保有する個人情報も、法令に定める範囲内であれば、民間に提供することも可能となるというように読めるんですけども、そこは、そういう危険性を指摘する専門家もおられますが、どういう見解でしょうか。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 あくまでこれは考え方の問題になるんですけども、今までの条例ごとに判断する場合であれば、例えば、A市であれば可能なのに、B市であったら駄目だとかいったような、取扱いが分かれておったのが今までです。今後は、原則法律に基づき一律に管理されるので、同様のものであれば、A市でもB市でもC町でも同様の取扱いをすることになるという意味では、一定公平な取扱いになるのかなというふうに考えられます。あくまでちょっと見方の問題であるんですけども。

それと、民間と行政が同じくこの個人情報保護法の適用を受けることになったということで、私ら行政よりも、民間の個人会社も法律適用を受けるので。ですので、民間の個人会社として、電話1本で「誰々ですわ」というような、安易な取扱いができない。法律の罰則を受けるようになるので。逆に、民間側が提供することに非常に厳格に、これからなっていくんだろうなど。ただ、私どもが民間に提供するというよりは、民間の会社であるとか組織が個人情報の提供を求められた場合の取扱いは、今後今まで以上に厳格になるんだろうなどというのは考えられます。

以上です。

○西澤議員 17号の答弁。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 議案第17号で、まちづくり条例の内容につきまして、有用性に配慮しつつという書き込みがあります。こちらの書き込みにつきましては、議員ご指摘のような、この言葉をもって私どもが個人情報の提供を緩めるといったようなものではなく、この書きぶりにつきましては、国のひな形に基づきまして、また、この条文制定のアドバイスを委託業務でお願いしています第一法規の会社の法律専門家にもご指導いただきながらつくらせていただいたものですので、甲良町が安易に独自に適用しようということによって書き込んだものではないということをご説明させていただければと思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 17号のところですけど、確かにそれぞれの市町が独自に判断し

ていたやつを、一律的に判断する。そういう場合であっても、この有用性に配慮して提供するということが、各自治体で可能になるわけですよ。そういう点では、提供を求められる相手先がNPOの場合もあれば、個人団体の場合もある、企業の場合もある。そういう点で有用性が、この情報を提供することによって有用性が発生してくるというふうに判断できることも、前提として残しているというように読めるんですけども、それはどうでしょうか。

町長の判断も聞かせていただきたいというように思いますが、そういうことを最終的に判断するのは、町の行政の長です。そういう点で、この有用性に配慮しつつというのが加わっています。つまり、有用性があればオーケーとなる可能性も出てくるというように見えますが、いかがですか。

○**建部議長** 企画監理課長。

○**熊谷企画監理課長** 今議員ご指摘の中に、積み重ねという、前例というお言葉があったわけなんですけれども、今までのこのまちづくり条例の、この条例条文に基づきまして個人情報を提供したといったような実績はございません、まず。そういった意味で言えば、これまでの積み重ねでありますとか、従前の例をもって、安易に個人情報を提供するといったようなことは今後もないであろうと思えますし、ただ、議員ご指摘のように、可能性がゼロかと言われると、人間がやることであるという意味で言えば、どこまでいってもそういった点は払拭されないんですけれども、今後の施行に伴いましては県や国の指導を受けつつ、審査も厳格になっていくやに聞いておりますので、そういった指導なりを受けながら、適切に管理していくようにしていきたいと考えております。

○**建部議長** 町長。

○**野瀬町長** 課長申したとおりであります。個人情報保護という、失礼しました。課長申したとおりでございますが、より個人情報保護という、厳格な個人情報を守ることが第一でありますので、例えばですが、個人情報ファイルという、こういうものがホームページで提供できるんですよということも考えられての表現かなというふうに思っております。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第15 発議第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 発議第1号。

令和5年3月6日。

甲良町議会議長 建部孝夫様。

提出者 甲良町議会議員 野瀬欣廣。

賛成者 甲良町議会議員 丸山恵二、山田裕康、岡田隆行。

甲良町議会の個人情報の保護に関する条例（案）。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

○建部議長 本案については、野瀬議員から提案説明があります。

野瀬議員。

○野瀬議員 それでは、発議第1号、説明させていただきます。

この議案に関しては、先ほどの議案第15号から17号に関連した発議でございます。この発議については、従来議会では制定されていなかった個人情報保護に関する条例、これがありませんでした。新しい条例として提案するものです。

内容については、全国都道府県議長会議事調整部よりたたき台となる文書が送付されてきました。先ほど、町の説明でもありましたとおり、各議会でも3月議会で同じ条例が制定される予定となっております。また、条例が57条という、大変長い条例となっております。この条例について、概要というところで説明させていただきます。

まず、甲良町議会の個人情報保護に関する条例の提案理由について申し上げます。

令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報保護法が改正され、国、地方公共団体、民間事業者等における個人情報保護制度の一本化が図られることとなり、国の行政機関、地方公共団体の機関等における個人情報の取扱い等に関する共通ルールが制定されました。このことにより、町の執行機関は改正後の個人情報保護に関する法律が直接適用されますが、議会は法の適用外となることから、議会が保有する個人情報の適切な取扱いに対して必要な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的としたもので、改正法の趣旨をふまえるとともに、執行機関の取扱いとの整合性を図った内容の新たな条例を提案いたします。

次に、条例の内容について説明いたします。

先ほども説明しましたとおり、条例ですが、第1章から第6章で構成されていまして、条文としては57条の条文となっております。

第1章 総則で、第1条から第3条までとなっております。条例の目的、定義、議会の責務を規定します。定義する用語は、個人情報、個人識別符号、保有個人情報、個人関連情報等です。

第2章 個人情報等の取扱いで、第4条から第16条です。個人情報を適切に取り扱うための条項で、個人情報における保有の制限、取得時の利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、個人情報を取り扱う事業者の義務、漏えい等の通知、利用及び提供の制限、保有個人情報、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、仮名加工情報、匿名加工情報の取扱いに関する義務を規定します。

第3章 個人情報ファイルで、第17条です。議会が保有している特定の個人情報を容易に検索できるよう、体系的に構成した個人情報ファイルの内容を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表することを規定しています。

第4章 開示、訂正及び利用停止で、自己を本人とする個人情報の開示、訂正及び利用の停止等、権利、手続に関することを規定しております。

第1節 開示で、第18条から第30条です。議会が保有する自己を本人とする個人情報の開示を請求する権利、手続、保有個人情報の開示義務、部分開示、裁量的開示、保有個人情報の存否に関する情報、開示請求に対する措置、決定等の期限、決定等の期限特例、第三者に対する意見書提出の機会の付与等、開示の実施、他の法令による調整、手数料等を規定する。

第2節 訂正で、第31条から第37条です。議会が保有する自己を本人とする個人情報の内容が事実でないと思料する場合には、訂正を請求する権利、手続、保有個人情報の訂正義務、訂正請求に対する措置、決定等の期限、決定等の期限の特例、提供先への通知等を規定する。

第3節 利用停止で、第38条から第43条です。議会が保有する自己を本人とする個人情報について、条例の規定に違反して保有、利用、提供等されることを思料する場合に、利用停止を請求する権利、手続、保有個人情報の利用停止義務、利用停止請求に対する措置、利用停止決定等の期限、決定等の期限の特例を規定する。

第4節 審査請求で、第44条から第46条です。開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等または開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求への不作為に係る審査請求に関する手続等を規定する。

第5章 雑則で、第47条から第52条です。分類等未整理の保有個人情報に関する適用除外、開示請求等をしようとする者に対する情報提供、苦情処理、個人情報の適切な取扱いの確保、条例の施行の状況の公表、条例の実施に必要な事項は議長が定めることなどを規定する。

第6章 罰則で、第53条から第57条です。職員や受託業務に従事している者等が適正な理由なく個人情報ファイルを提供した場合、これらの者がその業務に関して知り得た保有個人情報を、自己若しくは第三者の不正な利益を守る目的で提供し、または盗用した場合の罰則を規定する。

附則 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

以上、提案説明とさせていただきますので、よろしくご審議お願いいたします。

○建部議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 議会の個人情報ですけども、議会における個人情報とはどういう情報が含まれるか想定されるのか、1点目、説明をお願いします。

2点目は、ファイルの作成の義務づけがされていますが、1,000件以下となる見込みというように解説の中ではされていますが、甲良町はそれに当たるのかどうか、説明をお願いしたい。

それから、3点目は、以前、解説の中に配られました5ページのところに、公表しなくてもよい場合というのが書かれています。つまり、個人情報ファイルを作成、公表しなくてもいい場合、つまり、個人情報ファイルをつくらなくても、甲良の場合、1,000件以下とした場合、例えば陳情者が誰だったのか、どこの団体だったのか、それから傍聴者、何人この議会では来たかというように、マスコミ等ですね、情報公開請求があった場合、個人情報ファイルを作成しない場合でも、個々に適用をされると思いますが、現行どおり、そういう個人情報についての公開がされるのかどうかです。

それから、もう一つは、以前にも聞きました。利用提供する場合のところで、利用に相当の理由があるときというのは、判断するのは議長だというように理解できますが、それで正しいかどうか。4点、すいません、よろしくお願いします。3点でしたね。

○野瀬議員 それでは、回答させていただきます。

まず、議会の個人情報とはどんなものがあるかというところですけども、具体的に言うと、大きいものは現在ございません。ただし、例えば傍聴者が誰だということとか、そして、その人がどういう職業であるとか、そういったところの資料、あとは、そう大きい内容のところはないように思われます。

それと、あと、1,000件以下の内容の件ですけども、これがあるのかというところですけども、公表に対しては、この1,000件というところが境目になっておりますので、1,000件という数、かなり多い数ですので、これを超えるようなところ、議会では今のところございません。

あと、5ページの公表しなくてもいい場合というところなんですけども、これに関しては、まだ具体的に定まったところがありません。これに関しては、最終的には、私は議長判断になるかなというところで、今のところ思っております。

それと、4点目、利用に関しては、この義務執行に関して誰が判断するかというところですが、先回全協でも話がありましたとおり、最終的には町の関係は町長、議会の関係は議長が最終判断するというところで、現在決まっているということで私は思っております。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 3点目のところの、ちょっと質問と違うところで、外れた回答になっているというように思うんです。つまり、個人情報ファイルを作成しない場合であっても、議会が保有する情報、それは求めがあれば公表するという仕組みは残っているというように理解していいかどうかのところですけども。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 それでは、回答いたします。

第17条に、個人情報のファイル簿の作成、公表というのがございますけれども、この中で、公表しなくてもよい場合の条件ですけれども、議会事務局の、議員、元議員、職員、元職員に係る人事関係の情報、それと試験的なもの、1年以内に消去するもの、それと、資料、物品、金銭の送付等の相手方の氏名、住所等、それと、職員が学術研究のために作成、取得し利用するもの、それと、議長が定める数、1,000件、今現在1,000件とする見込みなんですけども、これに満たないもの、これについては公表しなくてもいいというところなんですけども、この資料については、事務局の方で作成、保管はしております。求めがあれば、内部検討して公表する可能性はございます。

以上です。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第16 議案第18号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第18号 令和4年度甲良町一般会計補正予算(第11号)。

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 失礼します。

予算書の方でご説明の方をさせていただきます。令和4年度甲良町一般会計補正予算（第11号）でございます。

1枚おめくりください。

令和4年度甲良町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによるものとさせていただきたいと考えております。

歳入歳出それぞれ4,686万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ41億7,057万3,000円とするものでございます。

また、繰越明許費の追加としまして、表2表の方で記載の方をさせていただいております。

また、地方債の変更につきましては、表3表の方でご説明の方をさせていただきたいと思っております。

第1表の方をお願いいたします。歳入の部でございます。

1款 町税、補正額286万8,000円、10款 地方交付税3,840万9,000円、12款 分担金及び負担金39万9,000円、13款 使用料及び手数料107万8,000円、ここまで増でございます。

14款 国庫支出金1,018万3,000円減、15款 県支出金828万3,000円減、18款 繰入金8,117万7,000円減。

おめくりください。

20款 諸収入1,052万4,000円増、21款 町債50万円減。補正額合計4,686万5,000円の減でございます。

続きまして、歳出の部でございます。1款 議会費、補正額481万8,000円減、2款 総務費2,692万3,000円増、3款 民生費1,253万8,000円減、4款 衛生費489万8,000円減、6款 農林水産業費263万4,000円減、8款 土木費1,246万1,000円減。

おめくりください。

9款 消防費2,557万8,000円減、10款 教育費1,086万1,000円の減。補正額合計4,686万5,000円の減で、歳入と同額、補正後額については41億7,057万3,000円となるものでございます。

続きまして、第2表 繰越明許費補正でございます。追加でございます。

2款1項 事業名、住宅自然災害支援金交付事業、金額500万円、3款1項 事業名、社会福祉施設整備・運営事業38万4,000円、3款2項 子育て支援事業83万6,000円、4款1項 新型コロナウイルスワクチ

ン接種事業 1, 277万5,000円、8款2項 社会資本整備交付金事業 650万円、8款4項 公営住宅改修事業 400万円、同じく8款4項 空き家等実態調査事業 359万4,000円、10款1項 学校消防設備改修事業 1,188万円、10款5項 公民館改修事業 73万2,000円のを追加するものでございます。

続きまして、3表 地方債補正でございます。変更でございます。

起債の目的については、道路新設改良事業債でございます。補正前限度額 400万円を、補正後 350万円に変更するものでございます。

以上になります。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 繰越明許のところの4番、衛生費の新型コロナウイルスワクチン接種事業です。委員会の方でも見解を尋ねていきたいと思っておりますが、この段階でも補正の中で、繰越明許になっています。開会のときに、町長の挨拶で、ワクチン接種の利用率がだんだん下がっています。私の身近なところの周りでも、4回目、5回目接種した方がコロナウイルス陽性に、感染しています。そういう点で、信用性がなくなっているというのが一般的な流れになっているかなと思うんですが、科学的・医学的な見地で言えば、そういうワクチン接種をしたにもかかわらず感染するというのはあり得る、重症を防ぐというのが大前提になっていますが、その点での信用がなくなっている関係で、つまり、打たんでもいいじゃないかと、打っても感染している人が、私以外にも周りで理解を、そういうことになっているのが広がっている状況ではないのかと思っておりますが、お尋ねしたいのは、科学的・医学的な見地でそういう状況が生まれているのか。つまり、ワクチン接種をしても、ウイルスの変異、それから、ウイルスが頑張りますから、そういうのでなるのかどうか。全く私たち素人には分かりませんので、委員会の方で詳しく説明を準備していただいた上でしてもらってもいいし、今現在で分かるところがあれば、説明いただきたいなと思っております。

○**建部議長** 保健福祉課長。

○**山崎保健福祉課長** 委員会でお答えできるように調べてまいりたいと思っておりますので。

(発言する者あり)

○**山崎保健福祉課長** すいません、新年度予算の委員会にはなりますが、そこでお答えできるようにしたいと思います。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第17 議案第19号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第19号 令和4年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、表紙裏面をご覧ください。令和4年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

総額に歳入歳出それぞれ34万9,000円を減額し、歳入歳出それぞれ8億3,556万2,000円とするものでございます。

続きまして、1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入、1款 国民健康保険税、補正額44万2,000円の減、6款 繰入金3万9,000円の減、8款 諸収入13万2,000円。歳入合計、補正額34万9,000円の減。合計8億3,556万2,000円となるものでございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

歳出、1款 総務費、補正額48万1,000円の減、3款 国民健康保険事業費納付金ゼロ円、これは財源更正でございます。10款 予備費13万2,000円によりまして、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

よろしくお願いいたします。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第18 議案第20号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第20号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）。

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 それでは、議案第20号 令和4年度甲良町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

予算書裏面をお願いいたします。

歳入歳出それぞれ50万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億6,817万円とするものでございます。

1ページをお願いいたします。

第1表です。歳入、3款 国庫支出金、補正額75万円、4款 支払基金交付金26万8,000円、5款 県支出金109万3,000円の減、7款 繰入金58万2,000円。補正額合計が50万7,000円となります。

2ページをお願いいたします。

歳出です。1款 総務費、補正額342万2,000円の減、2款 保険給付費、補正額はゼロ円です。3款 地域支援事業費180万円、7款 予備費212万9,000円。補正額合計は50万7,000円で、歳入と同額となります。

以上です。よろしく申し上げます。

○建部議長 説明が終わりました。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

これより審査願います日程第19 議案第21号から、日程第25 議案第27号までの令和5年度の各会計当初予算については、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布している議案付託表のとおり予算決算常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○建部議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

日程第19 議案第21号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第21号 令和5年度甲良町一般会計予算。

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○村田総務課参事 失礼します。予算書の方でご説明の方を申し上げます。

令和5年度甲良町一般会計予算でございます。

1枚おめくりください。

令和5年度甲良町一般会計の予算は、次に定めるところによるとさせていただいております。

まず、歳入歳出それぞれ38億4,814万7,000円と定めるものでございます。その詳細につきましては、第1表 歳入歳出予算によるものでございます。

また、地方自治法の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額については、第2表 債務負担行為によるものとさせていただきたいと考えています。

続きまして、同じく法の規定により起こすことのできる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、第3表 地方債によることとさせていただきたいと考えております。

また、法の規定による一時借入金の最高額につきましては6億円と定めさせていただきたいと考えております。

また、予算の流用につきましては、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額の過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用というふうに規定をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

第1表の方をお願いいたします。

まずは歳入の部でございます。1款 町税8億3,437万6,000円、2款 地方譲与税3,377万円、3款 利子割交付金18万円、4款 配当割交付金390万円、5款 株式等譲渡所得割交付金260万円、6款 法人事業税交付金1,490万円、7款 地方消費税交付金1億3,710万円、8款 環境性能割交付金350万円。

おめくりください。

9款 地方特例交付金230万円、10款 地方交付税17億6,800万円、11款 交通安全対策特別交付金92万円、12款 分担金及び負担金731万4,000円、13款 使用料及び手数料1,845万8,000円、14款 国庫支出金2億3,892万円、15款 県支出金2億4,355万7,000円、16款 財産収入864万2,000円、17款 寄付金5,510万円、18款 繰入金2億536万1,000円、19款 繰

越金 3,500 万円、20 款 諸収入 8,534 万 9,000 円、21 款 町債 1 億 4,890 万円。合計 38 億 4,814 万 7,000 円でございます。

おめくりください。

歳出の部でございます。1 款 議会費 6,343 万 2,000 円、2 款 総務費 7 億 5,251 万 5,000 円、3 款 民生費 13 億 3,091 万 7,000 円、4 款 衛生費 2 億 3,913 万円、5 款 労働費 132 万 5,000 円、6 款 農林水産業費 7,737 万 4,000 円、7 款 商工費 3,106 万 8,000 円、8 款 土木費 4 億 1,285 万 6,000 円、9 款 消防費 1 億 7,710 万円、10 款 教育費 4 億 6,491 万 9,000 円、11 款 災害復旧費 3,000 円、12 款 公債費 2 億 9,309 万 6,000 円。

おめくりください。

13 款 諸支出金 41 万 2,000 円、14 款 予備費 400 万円。合計 38 億 4,814 万 7,000 円で、歳入歳出同額というふうにさせていただいております。

続きまして、第 2 表 債務負担行為でございます。

滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償、期間、令和 5 年度から令和 17 年まで、限度額、小規模企業者小口簡易資金として、令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に保証した債務について、保証契約の効力が生じた日以降 11 年以内に代位弁償した場合、当該額から支払いを受けた保険金を控除した実質損失額の 10 分の 8 について 100 万円でその損失を補償する。甲良町ライフサポートセンターはつらつルーム管理業務委託、令和 5 年度から令和 9 年度まで、1,177 万円。温水プール及び香良の湯指定管理委託、令和 5 年度から令和 8 年度まで、4,400 万円。道の駅せせらぎの里こうら指定管理委託、令和 5 年度から令和 6 年度まで、593 万円。高齢者介護用品支給事業、令和 5 年度から令和 8 年度まで、2,340 万円。固定資産台帳整備業務委託、令和 5 年度から令和 7 年度まで、760 万円。統一的な基準による地方公会計整備支援業務、令和 5 年度から令和 7 年度まで、726 万円。

おめくりください。

第 3 表 地方債でございます。

起債の目的、臨時財政対策債、限度額 1,800 万円。公共交通確保事業（ソフト事業）1,730 万円。近江鉄道線輸送安全確保事業債 940 万円。福祉医療助成事業債（ソフト事業）1,770 万円。保健福祉センター改修事業債 1,900 万円。甲良東こども園改修事業債 2,320 万円。社会資本整備交付金事業債 2,700 万円。道路新設改良事業債 800 万円。甲良

西小学校安全確保事業債930万円。計1億4,890万円です。

起債の方法につきましては、いずれも証書借入れまたは証券発行、借入れ時期については令和5年度、ただし、財政の都合等により、起債金額の全部または一部を翌年度に繰り延べて起債することができるものとさせていただくものでございます。利率につきましては5%以内、償還の方法につきましては、政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定するものによるとさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

○**建部議長** 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** 令和5年度の予算編成にあたって、町長の方から概括が提出されました。それに関連して、4点お尋ねをしておきます。予算編成の基本方向、基本方針にも関わってくるというように思いますので、4点お尋ねをさせていただきます。

1つは、概括の中に現状認識、甲良町がどういう時点に立たされているのか、私たちをめぐる状況、行政も町民もそうですけども、どういう状況に、現状にいてるのかという記述が、私はないというように思うんです。それで、大野木の地域の取組を紹介をされていました。先進から学ぶことは、これは大切なことでもありますけども、現に甲良町の現実から正面から向き合ってこそ、そこから教訓を酌み尽くすことができるのではないかとこのように思います。ですから、やはり現状認識をどういうように、行政は、町長はどう捉えているのかという、概括の中に見えてきません。その点、お願いします。

2つ目は、以前実施をした町民アンケートの中で「町のイメージが悪い」、これが半数以上あったと思いますが、イメージが悪い原因は何だと特定できるのかというように、何だと認識をされていますか。それと関連して、その原因を除去することに手当てをし、対策を行わねば、人口減少に歯止めがかかることが、なかなかできません。一向に改善しないというように思いますので、そこに特化をする必要はありませんけども、何がそういうようにさせているのかというのを明らかに浮き彫りにする、いろんな不祥事件が起きました。それから、以前は同和対策事業の最重点で、課題で取り組んでまいりました。残渣もあるかもしれません。しかし、そういうイメージが悪いというのが残っている点は何なのかというのを明らかにして、それに立ち向かっていくというか、それに対策が必要だということに思っています。

それから、4つ目ですけども、歳入確保、つまり、不納欠損がいつとき2,000万、3,000万という単位で、年度に不納欠損、つまり、町が徴収を諦める、徴収しないということを決めた金額なんです。私が以前、7年

間の統計をしましたけども、億を超える金額が不納欠損となっています。こういう金額が回収をされていけば、財政運営に、それであっても逼迫するかもしれません。けども、そういう確保をやはりきっちりとしていくと、無造作に不納欠損にしないという大事な収入確保の方針が要るかと思いますが、その4点です。令和5年度、改めて、やはり襟を正して行政運営に当たる、そして、私たちもその前向きの方角には大いに支援をしていくということ、やぶさかではありません。そういうことをしていきたいと思っておりますが、町長の見解、お尋ねしておきます。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 1点目の、甲良町の財政状況全般でございますが、一口に財政脆弱という言い方をしておりますが、端的に申し上げますと自主財源比率、特定財源と比率が、自主財源30%ということでありますので、依存している財源依存が多いということが、自由度が狭まっているということだと思っております。

それから、現実に向き合っていることではありますが、5つの重点の事例等々申し上げましたが、団体で、いわゆる私、補助機関の職員一丸となって時事を進める、住民福祉の向上を努めるというのはもう第一義であります、甲良町の住民の方々の力も借りて、一緒に甲良の町をよくしていくという、そういうことが、ソフトであります、なかなか前に進みませんので、それが、町職員が誘導できるような方策を講じていきたいというのが私の思いであります。

それから、アンケートでございますが、これは総合計画のときのアンケートで、山田裕康議員も一般質問いただいたことではありますが、こうだという特定はできませんけど、個人個人のアンケート結果の集計が60%を少し超えたという数字でございますので、これは我々努力目標として、みんなが甲良に住んでよかったと言える努力目標としてきたと思っておりますし、それから、人口減少の歯止め、かかるんかということではありますが、日本全体が人口減少社会ということでもありますので、より甲良に目を向けてもらえるいいまちづくりというのが、今は遠巻きでありますけれど、それに向かって1つずつ行政施策を積み上げるということに尽きるんだと思っております。

それから、不納欠損の問題ではありますが、令和3年度決算を見ていただきますと、総額2億円の累積滞納、そのうち住宅新築資金が1億円という、半分を超えているということではありますが、累年見ていただきまして、不祥事以降、不納欠損の問題、指摘をされているところでありますので、数値で下げていきますということも私、議会で答弁させてもらっていますので、凸凹はありますが、毎年総額において減ってきているということになりますので、

日常、不能欠損については職員一丸となって、減少への取組に努力をしていきたいと思います。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 次は、新しい事業も組み込まれていまして、教育長にお尋ねをしたいと思いますというものです。

新しい事業に取り組もうという意欲が感じられてまいります。子どもたちの現状、それからそれに合わせる、また地域社会の現状など、どのように考え、認識をし、そしてそこに取り組もうというような、基本的な方針が立案されているというように思います。そういう中から検討委員会の設置も提起されてきたんだと思いますので、見解をお尋ねしておきたいと思います。

○**建部議長** 教育長。

○**青山教育長** 今年度見ていまして、いろんな課題がやはり山積しています。

まずは児童・生徒の低学力の問題、また、規範意識の向上に向けての取組、仲間づくりや共同学習の展開など、コロナ禍でストップしていた行事もありますが、やはり集団活動もしていかなければならないというふうに思っています。

また、一番学力に、根幹に関わることですけども、やはり家庭の教育力、これを何とか上げないと、子どもたちの将来的な、甲良町の学力のアップにつながらないというふうに思っていますので、そこら辺を、保護者を巻き込んだ教育の展開を次年度以降していきたいなというふうに思っているんですけども、やはり子育て支援をどのようにしていくかということとか、または教育の施設整備についても、今後考えていかなければならないなというふうに思っています。やはり老朽化している施設もありますので、その辺、改善についても、改修についても考えていくと。

あとは、やはり教職員の指導力の向上ということも1つ、念頭に置いています。あと、こども園にこの4月からなりましたけども、やはり今、こども園の幼稚園教諭、保育士が不足しています。現状、子どもの数的には減ってはいるんですけども、1対1対応とか、3対1対応をしなきゃならない子どもさんが増えている。その中で、保育士がなかなか集まらない。ずっと今年度も公募させてもろうていたんですけども、正員の公募はありませんでした。フルタイムもやっと1名来ていただいたという状況で、ただ、退職する職員もいます。言うたらマイナスになっています。その中で、今言ったような支援をしていくためには、やはりまだまだ保育士の数を増やさな駄目だということがあります。

今言いましたような課題があるんですけども、やはり議員もおっしゃったように、私自身、4月から甲良町の改革をということで、検討委員会を立ち

上げたいというように思っています。今、既に何名か私の方で人選させていただいている先生方、ありますけども、この4月の広報で町民の方に公募して、教育に関心のある方を集めたいなど。そこで、今言いましたような課題も出しもって、また、今やっている施策、いろんな予算をつけていただいて、各小中学校、また保育園にもいろんな手だてをしていただいています。それがいいかどうか、そのまま続けていっていいかどうかということも含めて検討していきたいというふうに思っています。

私の方からは以上です。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第20 議案第22号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第22号 令和5年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、表紙裏面をご覧ください。

令和5年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ8億3,378万6,000円と定めるものでございます。

一時借入金につきましては、最高額は6億円でございます。

また、3条につきましては、歳出予算の流用を明記させていただいております。

それでは、1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。歳入、1款 国民健康保険税1億3,865万4,000円、2款 使用料及び手数料5万4,000円、4款 県支出金6億359万円、5款 財産収入1,000円、6款 繰入金9,108万1,000円、7款 繰越金1,000円、8款 諸収入40万4,000円、9款 町債1,000円。

2ページをご覧ください。

歳入合計8億3,378万6,000円でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

歳出でございます。1款 総務費3,065万円、2款 保険給付費5億7,678万8,000円、3款 国民健康保険事業費納付金2億283万3,000円、4款 共同事業拠出金1,000円、5款 財政安定化基金拠出金1,000円、6款 保健事業費2,191万1,000円。

4ページをご覧ください。

7款 基金積立金1,000円、9款 諸支出金90万1,000円、10款 予備費70万円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第21 議案第23号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第23号 令和5年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○**宮川住民人権課長** それでは、表紙裏面をご覧ください。

令和5年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,030万5,000円とするものでございます。

1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。歳入でございます。1款 後期高齢者医療保険料5,798万5,000円、2款 使用料及び手数料1万円、3款 繰入金3,177万5,000円、4款 繰越金1,000円、5款 諸収入53万4,000円。歳入合計9,030万5,000円でございます。

2ページをご覧ください。

歳出でございます。1款 総務費522万5,000円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金8,453万5,000円、3款 諸支出金52万2,000円、4款 予備費2万3,000円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第22 議案第24号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第24号 令和5年度甲良町介護保険事業特別会計予算。

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉課長。

○**山崎保健福祉課長** それでは、予算書裏面をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額、それぞれ8億9,216万1,000円とするものでございます。

第2条の一時借入金につきましては、最高額1億5,000万円と定めるものです。

第3条、歳出予算の流用につきましては、流用することができる場合を、次の1号、2号とするものでございます。

それでは1ページ、歳入でございます。1款 保険料1億8,100万円、2款 使用料及び手数料1万円、3款 国庫支出金2億1,341万4,000円、4款 支払基金交付金2億2,604万5,000円、5款 県支出金1億2,530万円、6款 財産収入1,000円、7款 繰入金1億4,638万4,000円、8款 繰越金1,000円、9款 諸収入5,000円。

次ページをお願いいたします。

10款 町債1,000円。歳入額合計8億9,216万1,000円です。

続きまして、3ページ、歳出です。1款 総務費2,267万1,000円、2款 保険給付費8億2,029万6,000円、3款 地域支援事業費4,808万7,000円、4款 基金積立金1,000円、5款 公債費2,000円。

次ページをお願いいたします。

6款 諸支出金52万1,000円、7款 予備費58万3,000円。歳出合計は歳入合計と同額の8億9,216万1,000円とするものです。

以上、お願いいたします。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありますか。

西澤議員。

○西澤議員 これも準備をお願いをしたい部分ですけども、次期の介護保険の制度の見直し、それから審議が国でも非常に早々とされていて、保険料の引上げが、いろいろ報道されています。そこで、国の意向と、それから町のそれに対する、それにという限定ではありませんけども、町の対応を、次期は第9期だったというように、今現在8期ですよ。第9期を迎えるにあたって、どういう準備が始まっているのか、ないしは、また準備をしようとしているのか、説明をいただくと、特別会計の審議のときに用意をお願いしたいと思いますが、よろしく申し上げます。

○建部議長 保健福祉課長。

○山崎保健福祉課長 第9期の計画につきまして、来年度、策定委員会を持ちます。今年度はアンケート調査をさせていただいておりました。委員会のときに、第9期に向けたその方向性についてご説明できるようにしたいと思います。

○建部議長 ほかにありますか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第23 議案第25号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○橋本事務局長 議案第25号 令和5年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。
上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

○建部議長 本案に対する提案説明を求めます。

住民人権課長。

○宮川住民人権課長 それでは、表紙裏面をご覧ください。

令和5年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72万円と定めるものでございます。

1ページをご覧ください。

第1表 歳入歳出予算。歳入、1款 繰越金1万円、2款 使用料及び手数料23万円、3款 諸収入13万8,000円、4款 財産収入1,000円、5款 繰入金34万1,000円。歳入合計は72万円でございます。

続きまして、2ページをご覧ください。

歳出でございます。1款 墓地公園管理費48万円、2款 諸支出金23万円、3款 予備費1万円。歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上です。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第24 議案第26号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第26号 令和5年度甲良町下水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○**丸山建設水道課長補佐** それでは、予算書の表紙、おめくりください。

甲良町下水道事業会計予算書です。

第1条、令和5年度甲良町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。処理区域内水洗化世帯数2, 135世帯、年間総排水量75万7, 525立米。一日平均排水量2, 075立米。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入、第1款 下水道事業収益3億2, 022万6, 000円。支出、第1款 下水道事業費用3億2, 022万6, 000円、同額となっております。

次のページをおめくりください。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入、第1款 資本的収入2億4, 743万円。支出、第1款 資本的支出3億2, 260万円。

第4条の括弧書きです。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7, 517万円は、過年度損益勘定留保資金100万2, 000円、当年度損益勘定留保資金2, 706万1, 000円、減債積立金4, 710万7, 000円で補填するものとします。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。令和5年度借入れする企業債につきましては、流域下水道事業債、資本費平準化債、この2本となっております。

第6条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次

のとおりと定める。各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用。

第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費として868万9,000円。

第9条、下水道事業の営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2億2,868万9,000円と定める。

説明は以上でございます。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第25 議案第27号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○**橋本事務局長** 議案第27号 令和5年度甲良町水道事業会計予算。

上記の議案を提出する。

令和5年3月6日。

甲良町長。

○**建部議長** 本案に対する提案説明を求めます。

建設水道課長補佐。

○**寺居建設水道課長補佐** そうしましたら、予算書を1枚おめくりいただきまして、令和5年度甲良町水道事業会計予算。

第1条、令和5年度甲良町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。給水件数3,100件、年間総給水量92万立米。一日平均給水量2,521立米。

第3条、収益的収入及び支出。収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。収入、第1款 水道事業収益1億8,250万。支出、第1款 水道事業費1億7,250万。

1 ページおめくりください。

資本的収入及び支出。資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。収入、第1款 資本的収入1,000円。支出、第1款 資本的支出1億2,194万9,000円。こちらにつきましては、第4条括弧書きの、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,194万8,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額489万6,000円、減債積立金6,800万円、建設改良積立金4,905万2,000円で補填

するものといいたします。

第5条、一時借入金。一時借入金の限度額は、1億円と定める。

6条、予定支出の各項の経費の金額の流用。予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。各項に計上した予定額に過不足が生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項の流用。

第7条、議会の議決を経なければ流用することができない経費。次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与1,673万円。

第8条、他会計からの負担金。消火栓等の維持管理のための一般会計からこの会計へ負担される金額は、524万4,000円である。

第9条、棚卸資産の購入限度額。棚卸資産の購入限度額は、184万3,000円と定める。

以上でございます。

○**建部議長** 説明が終わりました。質疑はありませんか。

西澤議員。

○**西澤議員** この事業においては、以前から盗水疑惑が指摘をされて、特別委員会も設置をされたことがあります。そこで、町長にお尋ねしたいというように思うんです。町のイメージが悪いという1つの中に、盗水が平気でされている、告発をされて明らかになり、新聞報道になった事案もありました。それを受けて特別委員会が設置されて、ずっと私は、決算のときも、それから予算のときも、「盗水疑惑は一切なくなりましたという宣言ができるのか」というように質問していっていますが、それについては、明確に盗水疑惑がなくなりましたという宣言が、回答ありません。そういう点でも、来年度取り組んで、盗水疑惑、そういうものは一切ございませんというように、根拠をもって、エビデンスが必要というように思いますが、そういうことができるように取り組んでいただきたいと思います。決意のほど、また、具体的な点もありましたら、ご説明よろしくをお願いします。

○**建部議長** 町長。

○**野瀬町長** 水道事業につきましては、今年度、令和4年度でメーター交換が終わるということですので、なおかつ有収水量のパーセンテージも、以前に比べて回復をしていないということですので、まずその両方から検証をして、今のご質問にお答えできるようにしていきたいと思っております。

○**建部議長** ほかにありませんか。

阪東議員。

○**阪東議員** 少し、ちょっと聞きたいんですけど、第4条なんやけれども、当

年度消費税というふうな形から出発しているのので、当年度では令和5年度分の消費税が、完納するまでは3月いっぱいまでかかりますよというふうな形のもので、その間、住民から預かった消費税をこのような形で、どういうんか、補填に回すということは、何かちょっとおかしい話と思うんですけど、その点。ほんで、逆に7月ですか、6月か7月に消費税払わんとあかん、翌年払わんとあかんで、それはやっぱりちゃんとキープしておかんとあかんという話やと思うんですけど、それは逆に、使ったら何かで返さんとあかんというふうなところで、それを補填するというのは、あくまでやっぱりおかしい話なんで、その点についてはどういうふうに考えておられるのか。これが、ほんで、いいのか悪いのか、これは返したらええんやろうけど、せやけど、普通はやっぱり預かり消費税としては、やっぱりキープしとかんと、赤になったらそれを留保するというのは、回すというか、補填で回すというの、ちょっとおかしな話になってくると思うので、その点を。また予算の方で聞きますので、ちょっと、返せばええという判断というの、ちょっとおかしいかなというように思うので、ちょっとお願いします。

○**建部議長** 建設水道課課長補佐。

○**寺居建設水道課長補佐** 今ほど、4条の支出のところの補填の財源に関係しまして、こちら今、阪東議員おっしゃっていただいたように、予算委員会のときに、ちょっと説明できるように資料等を作成させていただいてと思っております。よろしく願いいたします。

○**建部議長** ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○**建部議長** ないようですから、これで質疑を終わります。

次に、日程第26 請願第1号を議題とします。

本請願につきましては、紹介議員である西澤議員から趣旨説明をお願いします。

西澤議員。

○**西澤議員** それでは、提案させていただきます。

請願人は、特定非営利活動法人滋賀県精神障害者家族会連合会理事長の川並正幸さんからです。住所は記載のとおりです。

紹介議員が山田充議員、そして、山田裕康議員からいただいております、私が説明をさせていただきます。

精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求める請願書。

請願趣旨。

近年、「こころ」の病気は特別な人がかかるものではなく、誰もがかかる可能性のある病気です。精神疾患の患者数は約420万人で、国民の重要5

大疾病中の第1位です。国民の30人に1人が精神障害の方で、増加傾向にあります。疾患の程度や症状は様々で、当事者やその家族の個々の困り事は人それぞれで違って、回復にとっても時間がかかります。その中に「ひきこもり」や「未就労」の方が多く、他の身体・知的障害者と比べ雇用数、定着率はとても低い状況です。家族会の全国組織が実施したさきのアンケート調査結果では、1カ月の平均収入約6万円で、無年金者は約20%という報告がされています。このような低い収入にもかかわらず、保険医療費の助成は精神科以外、一般の3割負担となっています。

障害者総合支援法では、身体・知的・精神の3障害を一元化して、障害福祉サービスを共通した制度で提供を規定しています。しかし、医療助成については身体・知的障害者は診療科にかかわらず助成がされていますが、精神障害者は精神科の通院のみであります。結果、医療費負担を気にして身体的ケアが遅れることもまれではありません。「からだ」あつての「こころ」です。過日、NHKで放映されたETV特集「ドキュメント 精神科病院×新型コロナウイルス」（2021年7月31日）で、「精神科病院で身体の病気が起こったときに、患者が受ける治療は精神に障害がない人が受けている治療よりも劣っている」との報道がされ、精神科病院における医療体制の実態が明らかにされています。

奈良県は既に精神障害者保健福祉手帳の所有者は、医療費助成を行っています。滋賀県保険医療計画にある「精神障害の有無や程度にかかわらず、本人が望む地域で、望む暮らしを安心して送ることができる」姿の中に、下記の医療費助成制度の改善を要望するものです。

記。

1つ、精神障害者の「こころ」と「からだ」が安心して医療にかかることができるよう、医療費助成制度の改善を求める決議をお願いします。

2、具体的には、入院医療費及び精神科以外の受診においても、奈良県と同様な医療費助成制度を適用されるよう滋賀県に意見書の提出をしてください。

こういうように、請願書はなっています。

そこで、補足ともなりますが、さきの金曜日の全員協議会で、勉強会を任意に持っていただいて、請願者の方から説明を受けさせていただきました。そこで強調されていたのは、障害3種のうち、精神障害について、他の2種と同様に医療に係る費用の助成、支援を切実に求めておられます。精神障害があるため、閉じ籠もり、入退院の繰り返し、継続した治療が必要であることなど、総合的なケアが必要なのだと思います。

そして、本請願が採択されましたならば、県、そして日本中どこに住もう

が平等に福祉の権利が受けられるよう、国に対して助成制度の充実を求める意見書と、町には、ささやかであっても交通費や医療費などの助成制度をつくるよう決議を提案したいと考えています。議員諸氏の賛同を心からお願いしたいと思います。

国に対して意見書をとというのは、野瀬議員から適切な、ありがたい助言をいただきました。そういうことをふまえて、可決、この請願が採択されれば、そういう方向に進んで、意見書決議に進んでいきたいと思っておりますので、議員諸氏、皆様のご賛同をぜひよろしくお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。

○建部議長　　ここでお諮りをします。

これより審査願います請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定によりまして、委員会の付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○建部議長　　異議がありません。

よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

ただいま説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

阪東議員。

○阪東議員　　質疑ではないんですけど、質疑ということよりも、文面で、ひきこもりや未就労の方が多くというふうな文面があるんですけど、要は、未就労とひきこもりとは別の話なので、ひきこもりによって未就労になるというふうな形に言葉を変えれば分かるので、単なる未就労という人もおられるので、その点については、ちょっと直した方がいいのと違うかなというふうに思いますので、ちょっと紹介者の見解を求めたいと思います。

○建部議長　　西澤議員。

○西澤議員　　お答えします。

阪東議員が心配されているとおりだというように思いますし、請願者がこういうようにされていますので、私が勝手に変えることはできませんけども、未就労になる、このそもそもの原因は、ひきこもりもあれば、それから家庭の事情もそれぞれありますよね。そういう点では区分けされるかと思っておりますけど、包含をされているし、またそれぞれの原因、理由があるなというように思っていますので、これでも通じないわけではないというように思いますので、意見書をつける段階で、もし賛同いただけましたら、意見書や決議をつくる段階で十分な表現にしたいというように思っています。

○建部議長　　ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○建部議長 ありませんので、討論はありませんか。

木村議員。

○木村議員 賛成討論とさせていただきますが、先日、川並さんの方からいろいろと説明をいただいて、あのときに言ってくださったのが、「家族会への加入者がまだまだ少ないんですわ」みたいなことを言っておられたように思います。だから、この請願が意見書になり、それをもって家族会への、いわゆる加入が増え、今、昨今別の問題で、LGBTQ等の問題事もありますけど、かなりLGBTQも表に出てきておられるように思います。それと同時に、この精神障害者に対する医療費助成制度の改善を求めるということで、頑張っていたきたいという意味で、賛成討論とさせていただきます。

○建部議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○建部議長 ないようですから、これで討論を終わります。

お諮りします。

本請願を採択することに賛成の方はご起立を願います。

(賛成者起立)

○建部議長 着席願います。

起立全員であります。

よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

ここで、お昼の休憩といたします。再開は1時45分でお願います。

(午後 0時20分 休憩)

(午後 1時48分 再開)

○建部議長 それでは、再開をいたします。

次に、日程第27 一般質問を行います。

発言通告書が提出されておりますので、これより許しますが、発言時間について申し上げます。

諸般の都合により、本日の質問時間については会議規則56条第1項の規定によりまして、1人40分以内といたします。ただし、質問の途中であれば多少の延長も認めますので、質問者は時間が来れば簡潔にまとめて質問してください。なお、答弁する人も簡潔明瞭に答弁をお願いします。

それでは、順番が変わりましたがけれども、最初に6番 阪東議員の一般質問を許します。

阪東議員。

○阪東議員 6番 阪東です。議長にお許しをいただきましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきますと思います。

まず最初に、IT、ICTを含むGIGAスクールの事業について伺いま

す。

この事業については、2019年12月、文部科学省が発表した教育改革のことで、全ての児童・生徒にグローバルな改革的な扉という意味が込められております。これらの改革の目的は、子どもたち一人一人に対して個別に最適された創造性を育む教育の実施や、情報通信、技術面を含めたICTの環境を実現し、具体的には児童・生徒一人一人に対して学習用端末、またクラウドを活用してネットワーク環境の整備を行い、個別に最適化された教育の実現をめざすというふうなところになっております。

甲良町についても、既に児童・生徒もGIGAスクールを実施しまして約2年が経過をしておりますので、①から順次質問をしていきたいと思っております。

インターネットを利用した授業は、視覚的・聴覚的に多くのバリエーションが広がることになりましたが、児童や生徒の反応はいかがでしょう。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**寺田学校教育課長** インターネットを利用して、特に視覚から入る情報というのは、児童にとって分かりやすいと思われれます。タブレットを使用して学習した範囲の復習を早押しクイズの形式で実施したり、自分の意見などをデジタルカードにまとめて仲間と共有するなど、授業のバリエーションは多様になってきています。

算数では、操作活動や体験活動をした後に、クラス内で意見交流をする場面などでこれをしたり、理科では、実験の動画を視聴したりして活用をしております。考え合う、意見交流するような学習の場面で、疑問を解決するために調べたり、学習を深めたりするためにインターネットを活用しております。

そのような授業の後に児童に聞きますと、「楽しかった」「もっとやりたい」という意見を発信している児童が多くおりますので、授業への参加意欲につながっているというふうに感じております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 2番の方で、当初いろいろご質問をして、端末に対して、教える側に対して、苦手な先生もおられると思っております。そういった中で、特にフリーズを起こして画面が止まってしまい、操作回復をするのに非常に時間がかかったこともありますが、現在、最近の状況はいかがでしょう。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**寺田学校教育課長** 当初は、教員の技量不足というよりは通信容量の不足ということで、よくフリーズ、中断等があったというふうに聞いております。これは通信機器のバージョンアップをしていただきまして、現在では問題なく使用できております。

端末操作の苦手であった教員に対しては、ICT支援員を各校に週1日派遣をしております、その中で支援員からアドバイスを得たり、授業の補助を行ってもらうなどして、教員自身の技量や授業力の向上にも寄与しております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 その中で、子どもたちの操作に関する、かなり小学生も、見学をした段階で、かなりスムーズに操作はしているというような感じだったんですけども、特に教える側と、今度習う側の操作の状況というのは、分かる範疇でお答えいただきたいと思います。

○建部議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 インターネットを使うときに一番大事なのは、目的意識だと思っております。検索機能を使用するのは、これは手段であります。これを、インターネットをどういう活用するかによって、子どもの考える力や記憶に残す力への影響は変わってくるというふうに考えております。

甲良町の各校におきましては、ただ調べるだけではなくて、授業中の学習や、検索していく中で生まれた疑問とか感想をまとめて、タブレットを使って意見交流をするなど、考える力や記憶に残す力の向上につなげる授業を広く行っております。インターネットで調べたことをどのように活用し、自分なりの考えや方法を子どもに持たせるかが大切であり、日々授業改善を行っているところでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 インターネットの、今ほど説明していただきました利点というのは、素早い検索ができるということで、もちろん学校でもですし、家庭でもいろんな形のもので検索、いろいろ面白い動画を見たりというふうな形があるかと思えます。そういった点で、やっぱり検索をすることによって、やっぱり阻害を起す点というか、親御さんも含めて心配するところは、何か伝わってくる場所はありますか。

○建部議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 特に、今ほど申しましたとおり使い方の問題であって、しっかり目的意識を持って使うということで、特に大きな阻害というのは感じておりません。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 今後GIGAスクールを進める上で、今ほどソフトのバージョンアップというふうな形のを、ルーターですかね。バージョンアップというふうな形のを言われましたんですけども、そのほかに、やっぱり利

便性をこれから追求していく場合に、ほかに購入するものがないか、あるのかというふうな面を答えていただきたいと思います。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**寺田学校教育課長** 今現在のところはございませんが、5年前後で、今後5年前後で経年劣化や通信規格等でのタブレットの買換えの必要が予想されます。これも3校とも共通であります。あえて言えば、附属品ということでヘッドセット、マイクのついたヘッドセットですね。これは録音ができますので、そういう学習に使えと。それからタッチペンですね。文字を書いたり、絵を描いたりという、タッチペンがあればいいということ。それから、今現在無料で活用しているツールがあるんですけども、その無料で活用するツールを有料で使わせていただくと、より深く学習できるということがあるそうです。それから、もっと言えば、端末をiPadに替えたりすると、iPadの方が僅かに進んでいるという活用方法がありますので、そういうものも一応視野に入れて考えております。

以上です。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 私も東びわこでちょっと管理の方をやっているんですけど、今もう東びわこでは、もう電子会議ということでタブレットで操作をし、我々お百姓なので、お百姓の60の方から、定年が74でしたっけ。その方々が四苦八苦してようやくこのタブレットを触って、要は、相手の方はパソコンの方で指示して、画面で見られるというふうな作業をされています。今後、環境も含めて紙ベースというふうな形のもので考えられる、考えざるを得ない部分もあると思うので、少なくともまたこういう会議、議会についても、今の若いGIGAスクールで習った子どもが議員になったときには、多分そうなってきたと思いますけど、そういう次の早い時代が到来することを祈っております。

続いて、自転車の損害賠償保険の把握並びにヘルメットの着用率の把握について質問をしたいというふうに思っています。

自転車は手軽な移動手段として、子どもからお年寄りまで幅広い年齢層に、通学や通勤、また買物などの多目的な用途で利用をされています。一方、最近では自転車事故によって他人の生命や身体を害した場合に、加害者が数千万というふうな高額な賠償を命ぜられる判決も、判例も出ています。また、自分自身の不注意により、将来の生活、例えば車椅子になったりとか、脊髄損傷で車椅子になったりというふうな、大きな負担の方々も数多く見受けられます。

最近では、滋賀県でも自転車保険が条例により義務化されておりますので、

ここでは児童・生徒の加入状況について質問をします。

まず、①の小学校児童の自転車の保有台数は把握していますかということ、以前は自転車点検というふうなところがあったんですけども、最近では安全点検というのがされていないと思いますので、把握はどのようにされているかというふうなところも含めて、台数をお答えいただければいいかなという。

○建部議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 特にこれまで調査する機会がありませんで、特別調査したわけではないんですけども、各校に問い合わせたところ、特に体が不自由で、特別な支援を得なければならない子どもさんを除いては、ほぼほぼ全員所有しているというふうに捉えております。

以上です。

○阪東議員 それでは次に、2番で、私たちの時代というのは、僕は西学区なんですけど、自転車の許可をもらえたのは、多分呉竹地域と出屋敷、尼子出屋敷の遠いところかな。そういうところだったと思うんですけども、今現在、中学校の自転車通学の生徒というのは何名程度おられますか。

○建部議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 今、甲良中学校、164名全校生徒おりますけれども、全員に許可をいたしております。ゆえに、もう本当に近所の、近隣の数名の生徒を除いては、ほぼ全員自転車で通学をしている状況です。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ③です。中学校での自転車損害賠償保険の加入というのは、どのような状況なんですかね。

○建部議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 これは個人で加入する保険であり、特に入っていますかという調査は学校の方ではしていないのですが、自転車を購入する際には必ず店舗で加入をしなければならないという状況ですので、店舗で買った生徒には必ず入っているものというふうに考えております。

以上です。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 ということは、加入状況は最初だけを確認というふうなところで、全く後は確認していないというふうな状況なんですかね。何らかで、やっぱりそういう法制化とか法律化になっているところに対しては、やっぱり学校としても年数回か、同じこと何回もやるというふうな形になってこようかと思うので、やっぱり数回、やっぱりそういうふうなところは、自転車も替え

られる場合もありますし、やっぱりその点についてはされた方がいいん違うかなというように思うんですけど、見解をお願いします。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**寺田学校教育課長** また検討させてもらいまして、学校で協議させてもらいたいと思います。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** ⑤の方にちょっと移ります。⑤に、道路交通法の一部改正ということで、昨年4月27日に公布され、この4月、5年の4月1日より全ての自転車利用者、小さな子からお年寄りまで、全ての自転車の乗用者に対してヘルメットの着用を、努力義務というふうな形のものにされています。努力義務というのは、今は努力義務にしておいて、これはもう次に、前、原付でもあったんですけど、罰則化になってこようかと思います。

自転車を乗るときには、命を守るために自転車乗用ヘルメットを積極的にかぶりましょうということで、先日私が、ちょうど彦根の方は、市内の中というのは奥の細道というか、乗用車で通れんぐらいの道が沢山あるんです。ほんで、たまたま知人のところへ行くのにバイクで、中に入れませんか、駐車場のところにバイクで走っていったところ、平田の付近で、ちょうど中学校の人が側溝の方に倒れて、助けを求めて、ちょうど通ったので助けたんです。最近の学校のかばんというのは、リュックというんですかね。教科書とか入れて、まあ物すごい重たいという。何でこんなに入れるんかなというぐらい重たいのを、前の籠に入れておったと。それで、多分ハンドルが取られてしても、スマホか何かでハンドルが取られたのかわかりませんが、ハンドルが取られて、1メートルぐらいの側溝に倒れて、足が抜けるので助けを求めて、たまたまその側溝のところにヘルメットが当たっておって、多分あれ、ヘルメットかぶってなかったらちょっと大変な事故になっているかもわからなかったんですけど。そういうところで、やっぱりこれからこういうことが、一生台無しになるケースがあるんで、やっぱり甲良中学校の中学生も、やっぱりちゃんとかぶらんとあかんの違うかなというふうに思っています。

今日、たまたまポストに入っていました、甲良中学校の学校の評価アンケートというふうな形が出されています。この質問もしますけれども、そこで書かれているのは、「本校の生徒、時間や交通ルール等の決まりを守って生活していますか」というふうな質問があって、ほんで、40%ぐらい守ってはるんかもわからんけど、そういうふうな規則、法律までいかんとあかんとところで、この規則が守れなかったら幾らいい授業をしても、例えば、今度言うてはる公文とか、それは公文がどこまでいくか分かりませんが、外国の教師とか、そういうようなところが幾らいい授業をしても、規則が守れな

ったら、これはもう全く意味ない。サッカー選手に対して、ルールを守ってサッカーの試合をやれというふうなところと一緒になので、そういう点については、やっぱり着用率を上げていただきたいというふうに思います。

ほんで、ここで質問の中なんですけど、中学校の登下校の着用率は今どれぐらいなのか、正直でお願いいたします。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**寺田学校教育課長** 今、議員おっしゃってもらいましたとおり、約4割程度というふうなことです。これは、以前からはだんだん上がってきておりました、学校の方でも、特に生徒会の方でヘルメット週間を設けて、生徒会の人たちが熱心に啓発活動をしたりとか、以前は啓発のプロモーションビデオを作ったりとかしながらアピールして、だんだんと上げていっているところではございます。今後もそれを熱心にやっていきたいなというふうに思っています。

○**阪東議員** ほな、一応最後に、この質問、今の質問はやっぱり議会広報、今これを質問した中を、やっぱりお父さん、お母さん、学校の先生にこれ言っても、これはもうできない話も、範疇も沢山あるので、お父さん、お母さんに、やっぱり我が子を守るために、やっぱり心がけてほしいというところがあるじゃないですか。こういうことを、やっぱり出ていくときに、点検してよとかあると思いますので、今、学校教育課長なんですけど、ほんまは先生に伺いたいんですけど、そこに先生として困っていることがあれば、ちょっと広報に載せていきたいなと、こういうことはやっぱり守ってくださいねというふうな形で。教育長に聞いた方がいいですかね。どちらでも結構なので、ちょっとこういうことは、やっぱり僕は広報に、やっぱり親に訴えた方がええと思うので、そこについてお願いします。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**寺田学校教育課長** 細かく言いますとちょっとあれですので、とにかく規範意識を、子どもたちの、上げていきたいということで、この規範意識というのは学校だけでは無理というか、難しい面もありまして、家庭も、それから地域も一体となってやっていくものやと思いますので、それをちょっと喚起するような、お願いしますということで訴えていければなというふうには思っております。

以上です。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** これから、教育長も言われています、教育というのは地域も含めて、やっぱり見守っていかんとあかんというふうなところにありますので、そういう、今度立ち上げていただくところに対しても、やっぱりそういうよ

うな中で指示できるというか、指導できるような体制に努めていただきたいなというふうに思っています。

次に、3番目に、マイナンバーカードの普及率とデジタル社会というふうなところに進めたいと思います。

まず、①で普及率について伺いますが、当初目標はかなり高かったと思うんですけども、それと現状とはいかがでしょうか。

○建部議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 国は、令和5年3月末で100%の普及率を目標に掲げております。また、それにつきまして、甲良町も努力はさせていただいていますが、現在、5年の2月26日時点におきましては59.2%となっております。

○阪東議員 国が100%というふうなところで、その普及率の目標が達成ができていない場合、政府の方から汚点というか、ペナルティーというか、デメリットはあるんですかね。

○建部議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 現段階では、目標普及率に満たない場合でも、強制的ではないので町としてのデメリットはありませんが、逆にメリットはというような形で聞かれましたら、要は地方交付税の関係で、その上位の3分の1は割増しになるというようなメリットの方はございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 国は一生懸命ポイントをつけながら、早く達成したいというふうな形のもので、逆に一元化することによって知られたくない部分も、住民にはあるのかもわかりませんが、そういった面ではいろいろあるんですけど、やっぱり③の、やっぱり今後の普及率向上については、方策としてどのように考えておられるかというのをお聞きします。

○建部議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 国の方の取組も含めまして申し上げますと、健康保険証の一体化に伴い、最短5日でマイナンバーカードを再交付できる仕組みですとか、子どもや介護が必要な人、または障害を持つ人など、自分だけではマイナンバーカードを取得できない人のサポートなどの施策を講じるような予定がございます。また、申請手続の負担を多少でも軽減する方針を、国の方はこの2月22日に提示しておるところでございます。また、デジタル庁につきましては、マイナンバーカードの利用シーンの拡大ですとか、デジタルサービスの拡充など、さらなる利便性の向上に取り組むとしております。よって、本町といたしましても、引き続き平日、夜間、土曜日のマイナンバーカード交付のためのできる限りの開庁をし、円滑な交付に努め、ホームペー

ジですとか防災無線などでの広報により、マイナンバーカードのメリット等を提示はしていきたいとは考えております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 今ほど、保険証がマイナンバーカードに集約されるというふうな説明いただきました。今現在、資格証明とか短期証明書を交付している関連と、この保険証とマイナンバーカードのところは、つなぎはどのような形になってくるか教えていただきたい。

○**建部議長** 住民人権課長。

○**宮川住民人権課長** 資格証明書ですとか短期証明書につきましては、現状では国民健康保険税の滞納がある世帯につきましては、マイナンバーの保険証利用におきましても、その制度につきましてはこれまでと同様の基準で継続をしていく予定であります。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 続きまして、マイナンバーカードはデジタル社会における個人情報を一元するというので、これから免許証もそうなるんか、運転免許証もそうなるんかもわかりませんが、多くのサービスが受けられると思います。また、今後どのような情報までを、政府は利用を考えているのか、現在分かっている範疇で説明していただければ。

○**建部議長** 住民人権課長。

○**宮川住民人権課長** 現在進行中のものを省きまして申し上げますと、この3月からパスポートの更新申請の手続が開始されます。また、Androidのスマホへの搭載、それと、あと6年には運転免許証との一体化、また令和7年には在留カードとの完全一体化というような予定をされております。

○**建部議長** 阪東議員。

○**阪東議員** 僕は、マイナンバーカードというのは個人の特定ができる、今の保険証やったら人に貸していても分からへんという、都会のお医者さんへ行ったら。田舎のお医者では分かるんやけど、都会のお医者さんに行ったら、年齢が近い人やったら、恐らく分からへんやろうと。ほんで、そういうようなところから確実化するためには、僕はええ制度やと思うので。そういった中で、⑥の、やっぱりところにしっかりと、やっぱり気をつけていかないとあかんというふうに思います。

国の方はDXというか、デジタル社会の普及に対して、地方の情報の、さっきの議会の中でもありましたように、情報の刷新や情報の連携を掲げているが、甲良町の受け側として、体制は本当に大丈夫かなという、私は疑問に思っています。私はやっぱり、専門の人材が必要ではないかなというふうに思いますが、いやいや、レンタル的に借りてきたらええんやというふうなと

ころなのか、そういうようなところ、考えを教えてくださいというふうに。今どうしたらええんかなと。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 先ほどからG I G Aスクール、それからJ Aの取組、行く行くは我々の職場でもペーパーレスという検討になっていくんですが、どういうふうに役場の事務をデジタル化するかというのが、今、取っかかりのことで、ちょっと前へ進めにくいという状況です。D Xの取組体制については、本町では企画監理課が所管をしまして、主任級の職員1名が兼務で事務担当しているという状況でございます。

先ほどから時代潮流を言ってもらっておりますが、時代の潮流、S D G s、持続可能な発展目標、それからデジタルトランスフォーメーション、総合計画や過疎の甲良町の計画の根本的な考え方だというように認識をしております。しかし、今、本町でのD Xの具体の方向は定まっております。全体的な進め方は、県内6町で共同歩調をしているという状況でございます。県内6町の行政情報のシステムクラウド、いわゆる共同利用であります。令和7年度に国が定める標準化システムに移行するという、最終段階の6町で協議を進めております。また、D Xであります。6町では他の自治体に先駆け、というのは県外ですが、令和3年10月に戦略会議を立ち上げまして、D X取組の事例報告、そして職員研修を県内6町でやっている段階です。

それで、ご質問の体制、人材育成についてであります。各町ともご指摘のとおり人材不足でありますので、県内6町の町村会をして、県に外部人材の派遣の体制整備を要望しております。県も「はい分かりました」ということにはなりませんので、令和4年度の状況は、県でデジタル人材育成研修をしているので、そこへ参加してください。また、県ではD X推進支援員を配置をしたので、どうぞ相談してくださいという状況でございます。今現在については、各町とも人材不足、手薄でありますので、6町協働して今後の打開策、方向を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 次に、⑦の、情報の一元化が進むにつれてサイバーセキュリティの対策が必須となってくるというところで、全ての情報がマイナンバーカードに集約されていくということで、取りあえず、漏えいした場合には取り返しのつかない情報が一度に流出するというふうなところも考えられると思います。ランサムウェアの感染によって、いろんな今、身の代金の請求によって、要は解除するというふうなところもあります。

町の役場としては、過去構築されましたセキュリティポリシーに、一定の構築をできていますが、例えば外部、特に診療所とか、マッサージをする

機関とか、仮に若松医院とか、そういうふうな個人のところが何らかの形で、そういうふうな外部とやっぱりつながっておって、そういうふうな危険にさらされるといふふうなところに対して、やっぱり甲良町の圏内については、地域の監督であるところはこの甲良町役場であって、漏えいがあったというふうなところ、また攻撃があったというところについては、やっぱり情報を集約して県に報告するなり、いろんな形をしていかなければならないというふうなところになると思います。

そういった意味で、やっぱり通報ルールというふうな形のものも、やっぱり相手にこういう場合が起こったときに、こういうルールをしてくださいねというふうな、やっぱり指導監督もできておって当たり前と思うんやけれども、なぜなら企業は、企業については情報セキュリティ規定というような規定があります。当然というんか、攻撃を受けて漏えいしたときについては、取引会社全てについて情報伝達をして、こう受けたよというふうな形をあって、ほんで最終、彦根やったら彦根の市役所がこういうようなん受けましたよというふうな報告の義務が、多分そのセキュリティの中には入っていると思うんです。そういった中で、甲良町が攻撃受けました、何のことですかというふうな形にならないように、やっぱりその辺のところの体制を、次こう受けたら24時間以内に、遅いかもわからん、半日以内に、県までこういう情報を通達するというふうなところの整備というのは、ますます必要になってくると思うんですけれども、そういうような、やっぱり通報義務的な考え方を、また応急的処置の対応の確認、当然インターネットがつながっているんで、そこに対して寸断していただきねというふうな対応とか、いろんな形のものが、応急処置のマニュアルをそういうような形で渡しているかというふうなものが、町で漏れなかつても、こういうところで漏れるのが一番心配なんで、そこら辺をちょっと、調べていただいた状況はどうなのかなというふうなもので、お答え願いたい。

○建部議長 企画監理課長。

○熊谷企画監理課長 医療機関におけます情報システムの管理につきましては、厚生労働省が定めます医療情報システムの安全管理に関するガイドラインというガイドラインがございます。そのガイドラインに基づきまして、それぞれの医療機関が、自らが保有する医療情報の安全を確保することとされております。また、最近多発します医療機関へのサイバー攻撃を受けまして、厚生労働省では都道府県に対しまして、管内の医療機関へ注意喚起するよう文書通知されていると聞いております。その文書通知では具体的に2点ございまして、1点は、サイバー攻撃に備えた対策が適切に講じられているかの確認を行うこと。もう1点は、万が一サイバー攻撃を受けた場合にも、事業継

統計画等により地域住民への医療提供体制に支障を及ぼさないことに係る個別の措置等を指導されているところでございます。

なお、同通知には厚生労働省の担当部局の電話番号とメールアドレスが記載され、医療機関がサイバー攻撃を受けた場合には、こちらへ通報するように指導されているやに聞いております。

町行政として、医療機関の情報管理に関与する場面は想定されていませんが、事態が発生した際には被害の最小化と早期の復旧を図るべく、こうした国の支援が迅速かつ適切に受けられるよう、サイバー攻撃に備え、県ともしっかりと連携を図っていききたいというふうに考えております。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 何らかの形で構築をしていかんとあかんというのは事実やと思うんで、今のセキュリティの規定の中で、やっぱりそういうようなところに対して、受けた情報ルールをどうするんかというふうなところに対して、分かりやすく書いておく方がいいん違うかなというふうに思います。厚生労働省、やってくれるのかやってくれないのかよく分からないんですけど、やっぱり地域の方々の漏えいやで、ある程度やっぱり守っていかんとあかん違うかなというふうに思います。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 次に、インボイス制度に対する町の影響に対して質問します。

①で、町としてインボイス制度の対応を迫られているものはどのようなものかということなんですけれども、いかがですか。

○建部議長 総務課参事。

○村田総務課参事 今現在、国、総務省の方から県を通じまして、次の3点について対応を求める文書が出されております。

1つ目としましては、税務署に対して適格請求書、いわゆるインボイスの発行事業者の登録申請を行うこと。2つ目としまして、現行の請求書の記載事項に加えて、その登録番号と適用税率、税率ごとに区分した消費税額等を記載した適格請求書、いわゆるインボイスを相手方、町から物を売ったりした場合とかですと、相手、買手側である事業者に交付をするということ。そして、交付したインボイスの写しを7年間保存するということの3点について対応を求められているところです。これらに対応するため、1については彦根税務署に登録申請を実施しまして、2番目につきましては、町の財務会計システムの改修費用を来年度予算に計上しているところでございます。7年間保存という、インボイスの写しの保存期間ですけれども、こちらについては、各種の歳出伝票の保存期間を現在10年としていますから、新たな対応については不要かなというふうに考えているところです。

- 建部議長 阪東議員。
- 阪東議員 町の事業としては、一応、水道会計と企業会計と言った方がいいのかな。その会計だけなんですかね。
- 建部議長 総務課参事。
- 村田総務課参事 一般会計、そして企業会計である2会計が対象になるかどうかというふうに考えております。
- 建部議長 阪東議員。
- 阪東議員 それでは、まず2番の方に、公共事業の受注者というふうな方たちに、指導や説明会を既に済まされていますかというふうなところなんですけど。
- 建部議長 企画監理課長。
- 熊谷企画監理課長 入札参加登録業者等への説明会は、現時点では予定はしておりません。また、県や近隣市町にそうした説明会等実施を問合せしましたところ、本町と同様に開催予定はないといったような状況でございました。
- なお、国税庁、国では消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センターを開設されており、専用ダイヤルでの電話相談対応を行われているやに聞いておまして、町内業者からそうしたご相談がありましたら、そうした窓口へ適切につないでいきたいというふうに考えております。
- 建部議長 阪東議員。
- 阪東議員 公営会計の、例えば水道で、配管とかそういうような形の工事をしてもらいますよという、工事事業者というのは、当然課税事業者ですよ。免税事業者いうところはないですよ。
- 建部議長 建設水道課長補佐。
- 寺居建設水道課長補佐 甲良町の方で今、配管のやり直しであるとか、維持管理を行っていただいている委託業者については、課税対象事業者でございます。
- 建部議長 阪東議員。
- 阪東議員 例えばちっちゃな、そういうふうなメーター交換とか、そういうような方々も、メーター交換も、やっぱり課税事業者ですか。
- 建部議長 建設水道課長補佐。
- 寺居建設水道課長補佐 一定、法人であれ個人であれ、課税対象事業者になっております。
- 建部議長 阪東議員。
- 阪東議員 分かりました。
- 次に③で、例えばシルバー、外部委託者のシルバー人材センターなどの対応はされていますか。

- 建部議長 企画監理課長。
- 熊谷企画監理課長 外部委託業者につきましても、先ほどの説明と同様に、相談があれば国の相談窓口へ適切につないでいきたいというふうに考えています。
- 建部議長 阪東議員。
- 阪東議員 シルバー人材センターというのは、免税業者ですかね。
- 建部議長 産業課長。
- 西村産業課長 シルバーの会員さんが請負という形で仕事をされるので、今後この制度が入ると、シルバーさん、会員個人個人が免税事業者なんですけど、同じようなインボイス対応をしていかなければならないという、今そういう状況です。
- 建部議長 阪東議員。
- 阪東議員 シルバー人材センターというふうな会社ですよ。会社言うた方が。会社やから、そこはインボイス登録をしてもらわないと、水道のところが免税に、免税というか、全部負担をせんとあかんというふうな形になりますやん、請求に対して。やっぱりシルバー人材センターはどれぐらい、規模的にどんなもんかというのと、1,000万以下。
- 建部議長 産業課長。
- 西村産業課長 1,000万超えていますので、シルバーさんの場合は会員さんが登録していただかないと、消費税の控除が受けられないということになります。現状は。
- 建部議長 阪東議員。
- 阪東議員 ちょっと、会員というのは、個々という意味ですか。
- 西村産業課長 そうです。
- 阪東議員 個々みたいに登録できないでしょう。シルバー人材センターが登録しないと、できないと思うんですけど。要は、シルバー人材センターに阪東佐智男が、ここに勤めていますと。阪東佐智男は、ほんなら1,000万稼いでいませんから。税金は、税金というか、その対象というか、免税業者か、そういうような形になってくるんで、個々には対象じゃないと思うんで。シルバー人材センターが1,000万を超えていたら、やっぱりその適格証明書というのを、切符を切らないと、要は役場が控除できないでしょう。
- 建部議長 産業課長。
- 西村産業課長 すいません。私の理解は、シルバーさんの会員は雇用関係じゃないので、一人一人が仕事を請け負っているんで、今後その制度が導入されると、登録しとかんと、シルバー自体の本体が消費税を納めるにあたっての控除を、会員さんに支払った分の消費税を控除することができなくなるの

で、会員さん全てが消費税の申告対象になってしまうという、そういう理解をしています。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 一ぺん整理をしておいてください。ちょっと、やっぱりおかしいん違うかな。それやったら、どこかのそういうふうなシルバー人材センターというふうな、別会社で人材派遣も対象なんで、やっぱりそういうようなところも適用を受けると思いますので、一ぺん整理をしておいてほしいなというふうに思います。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 次に、最後になりました。近未来の甲良農業のあり方に問うということで、ちょっと少し、長いことしゃべらせていただきます。回答は1点なんですけれども。

町長、農業というのは、よく町長も農業しておられたんで、よく知っておられると思うんですけど、今、1反の反収ということは、米に直せば、大体8俵取れば、今、環境こだわりもあるし、8俵取れたらええところだと思います。それで原価計算、原価を計算すると赤でしょうということで、赤に等しいというふうになります。私は、農業の収益は過去5年ぐらい、ずっと法人で計算してきたんです。そういった中で、私の地域は皆一緒なんで、米、麦、大豆、若干トマトをやっていますが、年間70ヘクタールというふうな形のものを作付をしております。ほんで10アール当たり、それはプーリングして、米、麦、大豆、皆プーリングして、1反当たりの原価というか、労賃とか、ほんで肥料費、薬剤費、ヘリコプター代、委託費とかいうのを皆合わせて、大体8万から9万ぐらいかかっています。先ほど言いましたように、環境こだわりの1反の収益が8俵として、JAさんに売渡しをすれば、1万円としても8万円ぐらいで、実際は赤に等しいというふうな状況になります。農業は、やっぱり3Kに等しいということで、きつい、汚い、危険の仕事で、そこに追い打って、農業機械が高額な投資というふうなところで、魅力は絶対ないと思います。

過去15年には、15年前ですね。過去15年前には国の施策として、この地域でも農地集約のために特定農業団体というふうなものを立ち上げて、ちょうど10年前に、農業法人がちらほら、ぼちぼちできてきたというふうなところで、それに対しては何やいうことで、そういうふうな法人化をしなければ補助金がもらえないと、そういうような餌をつって、国の方はやってきたわけです。これは甲良も脆弱なところで、こういう国の言うことを聞いてちょうだいねというふうな形のものに変わりつつ、数年は、甲良については法人も増え、優秀なところやというふうな形が言われてきました。

ところが、国の方も最近では打つ手がなくなりまして、あらゆる担い手に支援をすると。あらゆる担い手と言うたら、今まではそういう法人化をして、そういう集約したところにやりますよということやったんですが、あらゆる担い手、あらゆる担い手と言うたら、何や昔の兼業農家と違うんというふうな形のものも、頑張ってください、兼業農家もよろしいと。それで農業、企業を起こす、都会の人が企業を起こすのもいいですよというふうな形に、農地も簡単に買えるようになりましたよというふうな形をしました。ところが、大体、年間起業をして生まれてくる数だけやめている。240と書いてあったと思うんやけど。それぐらい生まれているんやけど、また逆にやめていると。今、160万ぐらいの農業人口なんですけど、さらに減っていくというふうに思っています。

そういった意味で、特に何やとるんやなあというふうに僕は思ってたんですけども、そこで昨年2月の24日に発生したロシアとウクライナ侵攻により、麦や大豆、トウモロコシの穀物、また家畜の飼料が、輸入が困難になりました。多くのものが結局、消費者に値上げがなっているというのが現実です。日本の穀物自給率という形のものについては、40%に達しないというふうな状況、38%ぐらいやと思うんですけど、最近はもういろんな形で食料安全保障と、今まで聞いたことのない名前がニュースでばんばん言われている。以前は地産地消に頑張ってくださいねという、町長からもいろんな方、多くの人から聞きましたけど、今は国産国消と、名前がすり替わって、変わっているんですね。そういうようなところによって、農業の重要性が少し認識されたように思われます。

しかしながら人口減少によって、社会保障制度の困難性から、先ほど議会の話でも審議されましたように、定年延長になってきたように思います。これはもう先送りですね。もう定年延長したら、そのしわ寄せが農業に来るのは当たり前のことなので。先日の農業新聞にも載って、事故する人が全部65歳以上の、当たり前、65歳しかやってへんねやから、そういうようなところで書いていました。国の方もそういうようなところで、いいかげんなことばかりやっているんで、しわ寄せが来たと僕は思っとるんやけど、そういうようなところをふまえて、やっぱり甲良の基幹産業という、農業は単なる、やっぱり農業生産ではないと思います。やっぱり水田が育んでいく生物、生物多様性という言い方もあるんですけど、自然環境がやっぱり循環社会を起こす要因というのはいろいろ、いっぱいあります。今の地球温暖化についても、集中豪雨とか、雨が沢山降って、この雨が水田によるダム化によって、ここら辺の田んぼのあるところは、まず浸水はしないと思います。そういうような形で、やっぱり今まで先祖がしっかり守ってきた美田という

か、美しいこの甲良の美田を守ることが、もう僕らの使命違うかなというふうに思っております。

そういった意味で、1点だけ質問です。

思いを、町長がしてくれはるのか、産業課長か分かりませんが、この基幹産業を10年いうと、10年いうと、具体的には今の55歳の人から69歳の人が、約、今の人口が30%、今の、それは期待の、農業する人口やと、人やと思っておりますけど、これが27%減ってまうんですよ。この統計は東京農工大学が出しとくのか。それが現実やと思っております。そういうふうなところが考えて、持続可能な農業を導く甲良というのは、どないなもんやというふうな形のことを教えていただきたいというふうに思っております。先ほど言いました、赤ですよと、農業、赤ですよ、資材上がりますよ、ただ、重要性は農業だけ違うよというふうな観点からすると、何かしていかんとあかんと思うんですけど、すぐには考えが及ばんかもわかりませんが、今、町長の分かる範疇で教えていただければいいかなというふうに。施策なんで、こういう施策をしようと思っておりますのであれば、よろしくお願ひしたいと。残り時間、よろしくお願ひしたらあかんというふうな形を言われました。質問しますと、お願ひします。

○野瀬町長 先、産業課長の方、準備してありますので。そして私が。

○建部議長 産業課長。

○西村産業課長 大変難しい問題なんで、ちょっとその答えということがなかなかあれなんですけど、一応、阪東議員の質問に対して、10年後どうかというところ、今ちょっと、現状の回答になってしまうんですけど、所得水準、今ほど詳細を述べられましたが、近年米価の方の下落が続いておまして、令和4年産については、少しは上昇したということですが、まだまだ低迷しております。その反面、社会情勢、ロシア侵攻等での飼料高騰、燃料高騰で、さらに経営が厳しくなっているということで、現在、現状、国の施策で肥料高騰支援等を打ち出されたところです。今後も飼料高騰は止まらない状況ということで、甲良町の農業についても非常に厳しい状況が予想されるということでもあります。

施策体系の見直しということで、肥料高騰の支援の条件としての施肥体系の見直し、こういったことで肥料の使用量を抑えることで、資材高騰への対応を、農協や県の農業普及事務所との連携のもとで実施されていくと、農薬等の使用も極力控えた自然に近い形で水稻生産ができるということでの、米のブランド化にもつながるのではないかと考えております。

また、新規就農という面ではございますが、甲良町ではもうどの集落も集落営農法人がほぼ設立されておりますので、その人材育成が課題と考えてお

ります。とりわけ、即今の解決策はないものの、今後も人材育成に向けて、県や近隣市町との情報共有に努めてまいりたいと考えております。

また、国が提唱する半農半X、先ほど兼業農家という話も出ておりましたが、その取組も推進されているということで、さらにはこの7月1日から農地法が改正されて、下限面積要件の撤廃ということが予定されております。今後は担い手だけでなく、非担い手も農業に参画しやすい環境になってくるということであります。個人での若い方の就農相談も、県と連携して行っているところでございます。

また、スマート農業という言葉もよく聞かれておりますが、無人化で作業を行う農業機械については、高額な機械ということで、いわゆる機械貧乏ということも言われておりますが、現在のところ、町単独での機械購入の支援というところは、ちょっと財政的な面もあって、非常に難しいかなというふうに考えております。総合的には、今後も国や県からの情報収集、近隣市町の動向をふまえて、今後検討していけたらと考えております。

以上です。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 大変、農業に関する課題提起をいただきました。元々、農業は国の基と、根本やということをよく言われるんですが、その割に農業政策というのはいつの時代も厳しいという実感をしているところです。

それから、農業の多面的機能というのは、もうおっしゃったとおりであります。我が町についても、農業者が環境保全、守っていただいているという認識であります。さらには、農事組合法人については基幹作物、いわゆる稲、麦、大豆生産で、本来なら経理的には持っていけないところを、従事分量配当で、農業従事者が十分な給料保障なく、自分のできる範囲で守っていきこうという精神のもとに今、やっていただいているので、農事組合法人で続けてもらっているという状況であります。

それから、項目いただいておりますので、1つは、そうはいえ、農事組合法人は農地を集約をされておりますので、大型機械を使って、それから下之郷の農事組合法人についても大きな倉庫で設備投資をされておりますので、更新というのはありますが、なかなか国の方はハードルが高うございます。今、国の補助制度があるんですが、甲良は逆に言うと、農地集約が75%進んでおりますので、その上に経営規模拡大、面積増やせ、あるいは経営改善しろと言われても、目標達成で、入り口の補助金申請で審査をされてしまう。なおかつ、それを無理無理やったとしても、5年間なり、その目標達成できているのかという後年度チェックが入って、非常に補助金制度ありながら、甲良は使いにくい。これは、担当課から県の方へ申し上げているところであ

ります。

それから、根本的な後継者の問題であります。これは2月の県議会でも集落営農の一般質問がありまして、もう議員おっしゃったとおり、平成28年度に、県内で638農業法人、組合法人あったんですが、令和3年度には603、もう既に県内で35組織が減っていると。従事者のみならず、組織が減っているということでございますので、県としても、まあまあ言いますと、下之郷と尼子が経営規模拡大という、そういう構想を県も打ち出しているわけですが、なかなかいい方策はありません。

阪東議員、展望の中で言っていただきましたが、集落運営体制であったり、地縁組織をやっていたり、あるいは、済んだ一般質問の中でも、農村RMOであったり、いろんな提案をいただいておりますが、私もこのままではいかんと思っていますので、商工会、建設事業部と、それから農事組合法人の合同研修、それから、お互いに農工商連携ができないかという歩みをしたかったんですが、コロナで3年間研修にも行けず、意見交換もできておりませんので、新たな課題を見つけて、甲良、課題意識を持って、特にJAの関係におられますので、行政とJAと農業農村振興事務所ともう1回、甲良、どうしたらいいのかという、その辺については本格的に、真剣に関係機関と協議をしていきたいと思っています。

○建部議長 阪東議員。

○阪東議員 これをもって私の質問を終わります。ありがとうございます。

○建部議長 阪東議員の一般質問が終わりました。

続いて、8番、丸山議員の一般質問を許します。

○丸山議員 すいません、ちょっと急用で代わってもらいまして、2番となりましたけど、今から一般質問をさせていただきます。

甲良中学の施設の設備というか、この間ちらっと、これ私、正直、中学生議会の中の質問も聞きながら、やっぱりちょっと今後、どうやって考えていただいているのかということをもう一度、再度確認したいところもありましたので、この質問をさせていただきます。

正直、この間、中学生議会の問題を聞いておりますと、テニスコートが主に、何か重点的にみんな言うてはったように思ったんですが、私も正直、グラウンド確認してきました。確かにテニスコートというか、テニスコート自体がもう何かあんまり、何かええというか、もうひどく何か凸凹になっているような感じになっている。下、砂地やしね、あれね。それと、思うんですが、やっぱり野球部が野球を開くと、テニス部が、何かもう肩身の狭いというか、結構何か練習、あれ、狭くないかなと思うんですけど、もちろんこのコートのラインは建設水道課課長補佐が、中学生に直すとかということと言

っていたと思ったんですけど、あれは結局、ラインは取りあえず修理という
か、修繕はしていただいているのかな。この間、中学生に質問が出たやろう。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**寺田学校教育課長** すいません。先日の議会で、中学生議会で答弁させても
らいましたとおり、今後は、テニスコートにつきましてはラインテープの修
繕と、土の入替え等を考えております。それ以外の部活につきまして、吹奏
楽部なんかは楽器が大変高価ですので、その楽器の調整とか、修繕費を毎年
確保できるように努めてまいりたいというふうに思っています。

中学校の方に、現在ほかの部活で困っていること等ないかという問合せし
ましたけども、今のところはないということで、数年前に野球部のネットの
大規模な補修だとか、クラブの部屋を造っていただいたりとかいうことがあ
りまして、今のところはないということです。今後また要求とか要望出
てきましたら、そのときにまた対応していきたいというふうに考えておりま
す。

○**建部議長** 丸山議員。

○**丸山議員** そういうことで、学校教育課長、今言っているところの、野球部
が練習するとテニスコート側が、もう今、子どもも大きくなっているし、何
か前に、やっぱり野球をメインにしはると、何かテニスコートの近くまで守
っているっちゃうのかな、私もちょっとこの間、練習場を確認していたん
ですけど、もしボールがオーバーするようなことがあれば、逆にテニスしてい
るところのコートが危ない、テニス部の方の子らが逃げなあかんとか、何か
そんな状態に、見た感じだったので。確かに、何かテニスコートのことを、
オムニ何とかコートいうのかな、何かそんなようなことを聞いています。そ
んな、なかなかぜいたくなことはできないというか、予算の都合もあると思
いますので。

しかしながら、やっぱり隣の彦根市の、彦根市のどこか、学校は分かりま
せんが、去年のオリンピックに彦根市出身の子どもが、陸上の桐生選手、水
泳の大橋選手、グラウンドホッケーの森選手かな。彦根からオリンピックに
3人もの選手が出たということは、非常に滋賀県としても、地元に近いから
やっぱりいいことだなとあって、この間も近くの人としゃべっていたんです
が、これからの子どもというのは、やっぱり昔と違って伸びるというか、体
も昔と違って結構大きいし、体力的にもあるんじゃないかなと思うんです
が、そういった中で、やっぱりこういう練習する環境ですよ。環境問題が、や
っぱりこういうのに関わってくるんじゃないかなと思うんですよ。

そういった意味で、甲良町に関しては、体育館は非常に立派な体育館があ
って、ああいうバレーボールやらバスケットをするには、中で十分できるの

かなと思うんですが、今後、もし、と思うんやったらテニスコートだけじゃなしに、やっぱり今言う、野球を町民グラウンドで、どこか部活してもらえとかいうのなら何でもないので、野球部がやっぱりメインでグラウンドを使うと、やっぱりほかの競技、ちょっとやりにくいんじゃないかなと思うんですよ。また、そういうことに、やっぱり今、何べんも言いますが、施設の設備によって伸びる選手もいると思いますので、また、今後やっぱりテニスコートなんかは、ちょっと、今言う旧の給食センター、中学校からちょっと出たところね。あの建物はもう今、使わないとなりましたよね。去年から産業課も、加工場か。加工場に今まで使っていたけども、もうそれも使わない。今、空いている状態ですよ。何もしていないというか。そんな感じやと思うんやけど、学校の周りというか、ああいうところを解体でもして、やっぱり今後、これから子どもにやっぱり伸びていただくには、ああいうところにテニスコートだけでも2面ぐらい取れると思うので、ああいうところにやっぱり設備し直し、今、即今は応急に修理をしていただくというのはいいことだと思うんやけど、今後、そういうことも考えていただけないかなという思いもありますが、その辺どうですか。

○**建部議長** 学校教育課長。

○**寺田学校教育課長** 今後、少子化の問題もありまして、部活が存続するかどうかということもあったりして、いろいろ状況を見ながら、今後検討していきたいなというふうに考えております。

○**建部議長** 丸山議員。

○**丸山議員** やっぱりこれからの子ども、何べんも言いますが、やっぱり伸びる子はどんどん伸ばして行ってあげたいし、陸上のことも、何かタータンゴムの陸上競技場があるかということもありましたが、私も陸上部でしたので、当時、私らのときは彦根の今の競技場、新しくやり替えておりますが、もう彦根のあの競技場、彦根球場のところね、昔からこの陸上競技場はタータンゴムなんです。やっぱりここらで、砂の上で走っている、記録出ます、もちろん。また球場行くと、やっぱりこの足元がいいいうのかな、タイムが伸びるんですよ、先生。やっぱりそういった意味もあって、練習はグラウンドでもいいかなと思うんですが、やっぱりこの伸びる選手、練習をできる、やっぱり場所、これはやっぱり今後子どもたちにも、やっぱりいい場所を選択していただきたい。今言う、テニスのことばかり言いますが、テニスだったらその今言う、旧の給食センターの跡地、学校からも近いし。ああいうところに、後は移動できるんであったらありがたいと思うんですが、今後の課題として、これはお願いをしておきたいなと思います。よろしいですか、先生。お願いします。

次の2番に行きます。

町内の道路の設備なんですけど、これも町内ぐるっと回ると、結構凸凹、うちの集落なんかでも、広い道路なんかは下水の管路通っているところ、もう目に見えて下がっていて、大きいところは修繕というか保守、やっていただいているんですけど、中には細かいところ、この間も言っていましたけど、村の中で、トミタストアの近くなんですけど、防火水槽があるところなんか物すごい、ほんまに雨が降るとプールになってしまって、全然もう水が流れない。また、場所は課長補佐、後でまた言いますけど。両方に、その防火水槽のところだけ、水路がないんですよ。右も左もね。だから、もうその防火水槽のところへ下がっているときに、雨が降るだけで、もうすぐプールみたいになっている状態、水が逃げへんのですよ。そういうところもあるし、やっぱりよその集落なんかでも、小さい道路なんかでも、やっぱり下水とかしてあるところね。やっぱりじわじわと痩せてきているというのか、雨降りに通ると、やっぱりよく分かるんですよ。かなり道路が傷んでいる。そういうところの、やっぱり見回りとか、お願いをしたいなという思いなんです。

それと、私、前も町長にも言うたことあるんですけど、やっぱりこの役場の前の道の駅から、あの大きいトラックがやっぱりよく通るところ、かなり道がへこんでいるところもあります。わだちができて、軽乗用車やったらハンドルが取られるから、軽いから、逆に。そういうところがあるんですよ。だから、県の維持補修、町としてお金がないとか、そこは町道じゃないからとかいうことも分かるんですけど、やっぱり毎年、県事業として道路補修、単価契約として、どこかの業者がやっているのは間違いありませんので、やっぱりそういうところを調べて、県の単価契約を受けているところに、やっぱりやってもらうために、県の方にこれを、課長補佐、やっぱり要望していただきたいと思いますけど、そこのところどうですか。

○**建部議長** 建設水道課長補佐。

○**寺居建設水道課長補佐** 基本的に、町道につきましては、道路パトロールで委託もしております。月一に点検で報告入るようになっておりますので、その都度舗装の修繕でありますとか、一部土木の修繕とかもありますけど、させていただいております。なかなか全てが全てしにくいところもありますので、少しずつではありますが、やらせていただいております。

また、路面のひどいところについては、5年に一度路面性状調査ということで、状況の悪いところについては順次整備を進めていくところでありまして。あとは、県道でありましたり、一部国道の部分については、各自治会から上がってきます要望もふまえて、甲良町から県土木の方へ副申という形で、修繕の要望は随時上げさせていただいておりますので、今後も続けて行っていき

たいなと思っております。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 課長補佐、この間もちょっとほかの会議で、ちょっとそれは、もちろん町民ですよ、言われたんですけど、やっぱり私らみたいに各市町から出てきている議員さんのいるところもあれば、いない町もありますよね。いない町の人なんですけど、やっぱり言うところがない。かなり傷んでいるんやけど、役場に言うても直してくれへんねやとか、こういうことをこの間聞いたんですよ。そういうことをね。だから、私が聞いた以上は必ず言うておきますよとは言うて帰ってきたんですけど、やっぱりそういうふうな、私も全部は見に、13集落は行けませんので、やっぱりそういう点検はこまめに行っていたきたいなと思うんですよ。

というのは、やっぱり何人も、言いに行っているんやけど聞いてくれへんみたいなことをちょっと言われたので、狭い集落でやったら、ここらやったら横関さんとか法養寺さんとか、住んでいる人も少なくはなっているんですが、やっぱり道路に関しては、これから農業とか、やっぱりいろんなことがあって、トラクターとか走ったりもしますんで、そういった中でのやっぱり道路のくぼみ、かなり何か目立つところがあるみたいなことを言うていましたので、やっぱりこまめに、今日は西学区なら西学区だけ、それも全部が行けるかどうか分かりませんが、明日は東学区だけ回るとか、極端に言うと、そんな感じで分けてでも、もう一ぺん、再度やっぱり見直しをお願いしたいなと思うんですが。

○建部議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 個々に、今ほど言われたような要望といいますか、苦情といいますか、あるんですが、基本的に個別で聞いていますと、大変多くございます。そういったことについては、基本的に区長さんを通じて要望を出してくださいと、来ていただいた方についても、そういった形でお伝えをさせていただいておりますので、区から要望していただきますと、町の方も対応しやすいということもございます。

今、議員おっしゃったように、町内の方は業者委託にはなりますけど、パトロールはしておりますので、そういったところも含めて確認の、状況確認については、また努めてまいりたいと思います。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 そういうことで、私も、私の集落のことでやったら、私も直接言われることもあるんですが、今、課長補佐が言われたように、まず区に言うてくださいと、私も。動くに動くというか、私が飛び越えて行政に言うのは簡単なんですけど、区から要望がないのに、聞いてへんから知りませんと言わ

れて、それで終わりというとなれなんやけど、まずは私も、村の区長さんとかには、まず区から声を上げてくださいと、いろんな意味でもね。この間も、何か川の溝蓋が、子どもが小さい、危ないで、深いしというので区から要望があって、行政のほうでやっていただいたように聞いておりますので、そのところはこれから、各集落、ちょっと私もよその集落まで、何べんも言いますが分かりませんので、そういったところを、区からの要望ということは、私は村の区長さんには言うていますが、区からの要望があればもちろんやけど、見た感じでひどいなと思うところはお願いしたいなという思いであります。

それと、先ほど言うていますが、こういう大きい道路に関して、県道、県道はやっぱり県の起因しているところだから、県に陳情というか、県の土木課にこれはお願いをして、やっぱり悪いところは直していく。というのは、かなり前から言うているように、何べんも言いますが、道の駅から横関へ曲がる十字路の前、保育園の方へ曲がる十字路までかな。あの辺なんかもうのり面の下が、舗装のアスファルトが崩れているところもあるんですよ。土が流れてね。わだちができて、道路がひび入っている。かなり危険な状態が何年か続いているような感じ。そういった町で、言うたら悪いけど、やっぱりこの黄色い大きい車が走っていますよね。そういった意味で、隣の愛荘町さん、東近江市さんはこまめに、やっぱり県にお願いをしていると。県の単価契約を取った業者さんに、何とか甲良の町の県道も直してほしいと、その辺の要望を今年もどんどんしていただきたいと思うんですが、その辺はどうですか。

○**建部議長** 建設水道課長補佐。

○**寺居建設水道課長補佐** 路線については、県の道路になりますし、やっていただけるという方向は分からないにしても、町が現地確認しながらお願いするということは、継続してしていきたいなと。県との調整会議もあったりもしますので、その都度そういったことで要望していきたいと思います。

○**建部議長** 丸山議員。

○**丸山議員** 課長補佐、よく分かりました。そういうことで、10本が10本ともお願いしても、10本の道路を直してくれるかどうか分かりませんので、県に要望するときはくれぐれも多い目に、言うたら悪いけど、多い目に、この路線も、この路線もと言うておいて、たとえ半分でもやっていただければありがたいやんか、もうけかなという感じで、これはお願いをしておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、最後の3番の方に行きます。

これ、私、一般質問を出してから、ちょっと予算書を見て、無償化いうの

が分かったんでありますが、去年は地方創生とかの問題で、そういうこっちの方にお金を、給食の方にお金を使っていたということが分かっておりましたけど、また今後、この令和5年度もやっていただきたいなという思いで、これを先に出していたものですので、予算書を見ていたら、もう見ているということとは町長の方からも聞きましたので、予算化をされているのは分かるんですが、非常にありがたい話であります、しかしこれ、令和5年だけじゃなしに、次長、今後も、もうどんどん子どもも少なくなっている町でありますので、医療の方は無料化ということになりましたが、給食の方も、今後も続けていけそうですか。

○建部議長 教育次長。

○中川教育次長 給食無償化の話は、今議員も言われたように、12月議会でも木村議員からも質問されたので、同じような回答をさせてもらっています。ほんで、5年度はまだまだ物価上昇を懸念されるので、そのように予算処置をさせてもらっています。ほんで、6年度以降ですが、6年度以降については、今の理由は物価上昇ということでやっていますので、6年度についてはそのときの社会情勢なり、町の財政のこともありますので、その時点、その時点で判断する方がええのかなというふうには、今は思っています。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 これをね、次長、今後、過疎地に指定されましたよね、我が町が。そういった意味で、この過疎地に指定されたということで、こういうふうないろんな予算を組み込んでいって、それは来年、再来年ずっと、これは毎年言うていかなあかんのかなと思うんですが、そういう中で、この過疎地の、やっぱりこの補助金を何とかうまく利用できて、今後もずっと、今、もう5年度は間違いなくこれをやってくれるのは分かっておるんですが、そういうような流れ的には、この過疎地の問題では、使うということは無理なんですか。

○建部議長 教育次長。

○中川教育次長 今の無償については、物価上昇の絡みで、今、補助金も出たので、そうさせてもらっています。今、議員が言われているのは、過疎の問題とか、地方創生の絡みやと思います。同じ無償化でも、給食費の無償化を施策としてどう捉えるかということやと思うんです。今は物価上昇です。ほんで、今後町の施策として、過疎問題なり地方創生の問題として、この給食費の取扱いを、町としてどのように扱うかというようなことは、当然今後議論が必要なことかなというふうには思っています。

○建部議長 丸山議員。

○丸山議員 そういった中で、次長、やっぱり今までから思うたら、子どもの数が、ほんまにもう私の時代から思うたら、もう半分というか、もうかなり

減っていますよね。今、西も東も、小学生はほとんどが1クラスじゃないのかなと思うんですが、ちょっと前までやったら最低でも1学年が50人ぐらいいる、あとは、6年間やったら300人、両小学校にいてても不思議でないですよ。それがもう今、約半分ぐらい、生まれてくる子どもが、去年も23人とか4人とか言うている状態やさかいに、それが、23、4人が西と東に分かれたら、もうほんまに西学区の集落数も少ないので、もし、そうなると大変少ないんじゃないかなと思うんですよ。だから、今までだったら、中学校来たらもう最低でも50人ずつが来たら、中1、中2、中3と、100人ずつの300人、最低ですよ、今までやったら考えられるのは。それが今、半分以下になっている状態であるので、何とかこれを、過疎地の問題とか地方創生、先ほど言われた、そういう問題で、今後もほかのことに使うのであれば、そういうところで、今年もまわしていただいたと思うんですが、やっぱりそういうようなところを一番に使ってあげてほしいなという思いがあります。

やっぱりどこの市町を見ていても、やっぱり子育ての重視な町、やっぱり人口の増える1つの原因であると思うし、やっぱり厳しい財政というのは分かっておりますが、そういうようなところは、やっぱり目立ちますよね。よくテレビなんか見ておりますと、口は悪いけど、明石市長、何か物すごい子育て重視な、人口が増えているあの町が。やっぱり、もっともっと子どものことを一番に考えていると、何かテレビなんかでもよく出ていますけど、この頃ね。何か「国に言ったら簡単や」とか言って、テレビなんか報道見ていると、そんなように、物すごく簡単に言うてはりますけど、まずやっぱりそういう環境がつながっていけば、人口が少しでも増えるという、私の思いがあります。この間も、出産祝金なんかでもそうなんです。もとの町の思いも、国のあれと重ねて出していただけるようになりましたが、やっぱりそういうようなところが一番の、今の若者に、甲良の町に住んで、こういうところが助かるなという思いを、やっぱり分かるように、結果で出るようお願いしたいなという思いなんです。

というのは、何か小学校から中学校卒業するまでかな、1人、何か1、500万ぐらいお金がかかるとか、いろんな面でね。またそこへ、今の時代、高校、大学まで行くと、すごいお金がかかる。そういった中で、町としては18歳まで医療費なんか無料になりましたし、もう一つ、ここで給食費が無料化されるとありがたいなという思いでありますので、次長は長年にわたり甲良行政にいていただき、ひとまず今年退職という年ではありますが、残っていただけたと思いますので、今後もまた、下の世代に送れるように、やっぱり子どもを守っていくということに関して、こういういいことを続けてい

っていききたいという私の思いでありますので、できるだけこういう事業にお金を使っていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○**建部議長** 丸山議員の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。3時30分まで。

(午後 3時15分 休憩)

(午後 3時30分 再開)

○**建部議長** それでは、再開をいたします。

次に、5番 野瀬議員の一般質問を許します。

5番 野瀬議員。

○**野瀬議員** それでは、議長の許可が出ましたので、通告書に従って質問していきます。

まず、令和3年に福岡で、男児が通園バスに置き去りにされるという痛ましい事故があって、死亡事故がありました。その事故があってから、いろいろ注意喚起されたんですけども、その後にも、令和4年に静岡で、女児が同じく通園バスに置き去りにされ、死亡するという事故がありました。この辺のところを受けて、今年4月からだったと思うんですけども、通園バスについて、事故防止の対策を取りなさいと、事故防止装置の設置が義務づけられたという情報が、私、受けています。甲良町、通園バスとして運営しているんですけども、甲良町の実態として、どのような対策を取っているんでしょうか。

○**建部議長** 教育次長。

○**中川教育次長** まず、令和4年12月28日付で、文部科学省の方からちょっと通知がありまして、ブザーその他の車内の児童生徒の見落としを防止する装置の装備の取付けについては、代替的な措置を講ずることで、令和6年の3月31まで、ちょっと延長されたという通知が来ましたので、町の方は令和5年度の予算の方で、このブザーの、この装置の予算を今お願いしているような状況であります。それまでは、それまでどうか、取付けまでは、現在行っているんですが、バスのマニュアルを、乗り降りのマニュアルを作成して、保育士さんとバスの運転手さんで事故防止に努めているということで、乗車名簿により、乗車人数と欠席人数を必ず確認をしたりしていますし、保育士さんとバスの運転手さんが後部座席まで行って、必ず2人で、誰も残っていないかという確認をしております。園の方で、朝9時30分に連絡なしで登園していない児童がおりましたら、家の方に電話をさしてもらって、確認をしているということで、こういうことをしていますよということで、今年の11月に、県の方でどうしているかという監査を受けていますので、今言う

たようなことをしていますというようなことで、特に今のところ問題ないというふうには聞いております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 予算化、今しているというところなんですけども、こういった事故防止装置というのは、私、2次的なところだと思います。1次的には、やっぱり人、この目で確認すると、人が。2人体制で必ず確認すると。それが一番だと思いますので、今後とも事故のないように、子どもは宝ですので、よろしくをお願いします。

2番目に行かせてもらって、甲良町、私の知る限りでは、通園バス、大きい事故なかったように思うんですけども、置き去りも含めて、通園バスでのこういった事故という事例はありましたでしょうか。

○建部議長 教育次長。

○中川教育次長 確認しましたら、今のところ事故はありません。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 事故はなかったということで、いいことなんですけども、この通園バス、置き去りだけじゃなしに、例えば緊急で、例えば具合が悪くなって、心肺が停止したと。そして、蜂に刺されて、アナフィラキシー症候群で具合が悪くなったというようなことも考えられますので、その辺の初期対応を、園に行ったら、恐らくはAEDなり、その辺のところはあると思うんですけども、この通園バス上でどのような対応をするか、そして、それに対してどのような訓練をしているのか、この辺が分かりましたら、お願いします。

○建部議長 教育次長。

○中川教育次長 園の方には確認しました。AEDのことについては、今議員がおっしゃるように保育園の方にも設置していますので、それについては、年に1回消防署に申請をして、道具を借りたりして訓練はしていますし、あと、アレルギーの関係も、そういう職員の訓練なりはしているんですけど、通園バス中の云々というのは、ちょっとそこまでの確認は、ちょっとできていないのが現状です。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 その辺も、手続上の問題だと思いますので、緊急事態なんで、緊急で通園バスを保育所に直接送り届けるとか、その辺のところの規則の明記、その辺は今後して行ってほしいと思いますので。

それでは、次の質問行きます。

通園バスだけじゃなしに、いろんな問題があるときにヒヤリ・ハット、世の中一般的に、ここから安全問題というところに対して目を向けていくというのはよくあることなんですけども、この辺で問題の芽を潰していくという

のが、大きい問題を発生させない解決策だと思っています。一般的なところで、一般的な会社でヒヤリ・ハットというのはやっているんですけども、保育所なり小学校、中学校、この辺でヒヤリ・ハットというのはやっているのでしょうか。

○建部議長 教育次長。

○中川教育次長 まず、ヒヤリ・ハットとは、危ないことが起こったが、幸い災害にならなかったというようなことで、ハインリッヒの法則ということで、1対29対300だということ、分析によると、1件の重大な事故の裏に29件の軽微な事故があると、300件の無傷事故、ヒヤリ・ハットというのがあるというような現象です。

保育園を確認をしましたら、ヒヤリ・ハットは実施しているというようなことで、各担任が保育の現場でヒヤリとした場面があったら用紙に記入して、職員会議等でほかの職員にも周知して、事故防止に努めているというようなことであります。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 やっているというところで、安心をしたんですけども、事例を共有する、例えば保育園で起こったことが、東の保育園で起こったことが西の保育園にきちっと伝わって、同じ事故を起こさないということも大事やと思います。この辺の体制としては、どうでしょうか。

○建部議長 教育次長。

○中川教育次長 教育委員会の方では、月に一度校園長会というのが開催されていて、そこに校長先生なり保育園の園長なり、支援センターの所長なりが入って、そこでいろんな報告をしていますし、問題事があったら、そこで情報共有をしたりしてというような話合いをしております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 ヒヤリ・ハット、小さい問題だからということじゃなしに、ここから大きい問題に派生していくんで、十分詰めていただきたい。

そして、最近のヒヤリ・ハット、先ほどヒヤリ・ハットの記入をしているよということだったんですけども、気になるところで、情報、この場で言えることだけで結構ですので、気になるところがもしあったら。

○建部議長 教育次長。

○中川教育次長 これも保育園の方に確認したんですが、まず1つの事例として、園庭に置いてある物置がありまして、そこに園児がかくれんぼをして隠れたという場面があったので、その園児に、そこへ入ったらあかんよというような話はしたと。また、職員がそこに鍵をかけるようにしているというようなことですが、鍵をかける際にも、中に園児がいなか確認して鍵をかけ

るように、事故防止に努めているというような報告は受けております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。今の話ですけども、子どもがいたずらで中へ入って、子どもが鍵をかけるようなことが絶対ないように、手の届かないところに鍵をつけるようにというところで、その辺の目配り、気配りをしてください。少子・高齢化の中で、子どもたちというのは大変、甲良町としても宝やと思っていますので、くれぐれも事故がないようお願いいたします。

次の質問に移ります。

以前、私、ネットリテラシーというところで質問したことがあります。インターネットの情報というのは正しいものばかりでなく、うそや間違いなども多くて、その情報を正しく理解して、適切に判断、使用できる能力が、これがインターネットリテラシーだと認識しています。私の感覚で、3割4割は、インターネット上の情報、間違っています。それを信じ込むというところが若い子どもたち、ありますので、その辺は注意が必要だと思っています。

最近のテレビ報道を見ていますと、スシローの問題、この辺をはじめ、SNSなんかで、自らの常識を疑われるような投稿で社会的な批判を浴びていると。そのため、今回の質問で注意喚起を深めたいというところでの質問をさせていただきます。

投稿している本人というのは、おふざけというか、ちょっとおちゃらけというか、そういうところで発信しているんだと思うんですけども、その重大性を理解しないで、悪くすると人生を棒に振るというような可能性があることが理解できてないということが思われます。これは、本人はもちろんのことですが、周りの人、教育、アドバイスが不十分であることが原因だと思われれます。被害に遭わない、被害を起こさない、こういうことをもって、質問をしていきたいと思えます。実際に岐阜であった、スシローの該当者に対しても、高校をやめちゃったと。自主退学しちゃったということで、本人はそんな大きい意識を持ってなかったと思うんですけども、そういうところになりますので、やっぱり知らないでそういうことになるのはかわいそうだなと。周りの大人が、駄目なところは駄目だというところでの対応をきちっとしていかなければと思っています。

それでは、質問に入らせていただきます。

既に始まっているIT、ICT、この辺の教育において、インターネットの便利なところだけでなく危険なところ、こういうところは注意しなさいよというようなところ、教育はどうなんでしょうか。

○建部議長 教育次長。

○中川教育次長 町内の3つの学校に確認をしました。特にSNSの使用の仕方については、トラブルの具体例を挙げながら、学級指導や個別指導を基本的には行っているということでもあります。SNSでのトラブルは、家庭での管理やルールづくりも急務であるというふうには、学校側も考えております。

具体的に、東小学校では外部講師を招いて、保護者対応のPTAの研修を行い、家庭内での携帯電話のルールづくりや、ネットモラルについて研修をしていただいております。ただ、参加者が少なく、保護者の意識がちょっと低いのが気になるというような学校のコメントでした。

西小学校では、字別懇談会のテーマとして、インターネットと子どもの人権について、保護者とともに子どもへの指導支援についての懇談を図っていただいております。

中学校では、毎年スマホ・携帯人権学習として生徒向けに講演会を実施し、被害者にもならないようにというような啓発をしておるといような報告を受けておりますと。いずれにしろ、トラブル防止に向けて、学校の取組だけでは不十分であるというふうに学校の方も認識をしておりまして、やっぱり家庭での役割が大きいのではないかとこのように考えています。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 これは質問状には明記されていないんですけども、中学校の場合には、スマホを持っているのは恐らく100%だと思うんですけども、小学校はどのぐらいのパーセンテージ、インターネットを使える環境にあるんでしょうか。

○建部議長 学校教育課長。

○寺田学校教育課長 特に調べて調査したわけではないんですけども、僕の実感としていろいろ聞いてみますと、ほぼほぼ80%以上は持っている、学年によって違いますけれども、6年生ぐらいになると、ほぼほぼ100%になるんじゃないかなという感じですよ。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 分かりました。その辺のところ、今質問したのは、こういったインターネットに対して教育、アドバイス、この辺は小学校の時点からちゃんと教育せなあかんよというのを言いたかったために、パーセンテージを確認したんです。そういったところで、高学年になるとかなりの確率で使っているということなんで、小学校の低学年なり、3年生、4年生あたりからその辺の教育を、実際ちゃんとしていただきたいということで、お願いします。

続きまして、ネット配信、この辺、いろんなところでネット配信をやっている人があると思うんですけども、これが勘違いして、グループ間でのみ閲覧できるという勘違いをしている人が、結構いるのではないかと。配信した

のが、全世界に対して発信しているというところの意識が重要であって、特にプライバシーの配慮、この辺は大変重要になってくると思っています。この辺に対して、先ほども指導はできているというところを聞いたんですけども、この辺の具体的なところで対応、指導ができていますか。

それと、このインターネット配信に関しては、SNSの種類によるんですけども、自分が配信したことによって、沢山の人が見てもらっているというところで、悦に入るといえるか、この数を増やしたいという、一般的に「いいね」というところの数を増やしたいがために、いろんところで過激になってきているというところもあります。過去の判例なんかを見ていると、誹謗中傷のインターネットの配信に対して「いいね」を押すだけで、それが駄目だということ、立件されたということも過去ありますので、その辺のところを、具体的なところも含めてきちっと指導できているかどうか、どうでしょうか。

○建部議長 教育次長。

○中川教育次長 まず、モラル教育については、教科の枠を超えて横断的な学習として、これは進めています。今言われたように、スマホが身近にある現在、プライベートの情報が簡単にネット上で出るというようなことで、実際問題としては、学校だけでスマホの指導なり管理は、もう難しいというふうに、もう学校側も感じているのが実態であります。取りあえず、家庭なり地域なり、学校が一体となって、この問題にどういうふうに取り組んだらええのかというふうなところの共有化をやっていく方がええのではないかなというふうには思っております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 以前、誰だったかな、丸山議員やったかな。親を教育せなあかんということ、前言ってた議員がいますけども、そのとおりに思います。親の姿勢が子に出ているというところだと思いますので、子どもだけじゃなしに、今後は親も含めて、その辺のところをうまく話ができるように、ちょっと進めていってほしいなと。

次に行きます。

次は、どういうのかな、そういったネットに対しての、いろんな情報を出すということじゃなしに、巻き込まれるというところに対して、不審メール、ネットで不審メールがいろいろ来ます。この辺を信用しないということも大事です。私に対して不審メールが、私に対しても来ます。その中でも、宅急便の不在の再配送の連絡、出した方やないのに、再配送が来ます。それと、あと、銀行から本人確認の連絡。そこへ口座を持っていないのに、銀行から来ると。そういうのは分かりやすいんですけどね。あと、新作ゲームのお試

しの案内。こういったところ、ちょっと考えたらおかしいなというのはすぐ分かるんですけどね。そやけど、その中でも、大人でも引っかけりそうやというような、巧みなものも多くあります。特に、子どもたちに関しては、こういったフィッシング詐欺というのは結構難しいと思われるので、危ないものは絶対に開かないというような指導が大切や思います。この辺はやってもらっていると思うので、回答は、もし準備していたらあれですけど、大丈夫でしょうか。

○建部議長 教育次長。

○中川教育次長 情報を正しく読み解き発信できる情報リテラシーを高めるために、情報を検索・選択する力、得た情報が本当に正しいものか見極める力、情報を正しく解釈・分析・評価する力、情報を正しく作成・発信する力を育てていかなければならないというふうには、学校側も認識しておりますので、当然、そのような指導をしているというようなことは聞いております。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 先ほどのメールなんかは、注意するだけやなしに、アクセスしたら、それでいろんな情報が抜かれるということもありますので、危ないものはアクセスするなというところが大事ですので、その辺は指導をよろしくしてください。

次へ移ります。

インターネットの情報、いろんな情報が世の中に沢山ありまして、すぐに検索できるので、便利です。ただし、先ほども言いましたように、間違い、これは沢山あって、中には意図して間違った情報を発信しているというものもあります。その辺が沢山あって、信じ込まないことが大事ですと。このネットによって、自分の感性が曲げられるというか、この辺がちょっと心配なんですけども、この辺はなかなか、指導というのも難しいところなんですけども、どのような指導を行っているんでしょうか。

○建部議長 教育次長。

○中川教育次長 先ほどのメールのときと一緒に、SNS全体でこういう問題が起こるよ、こういうことをしたら駄目ですよというような教育を、総合的に学校が行っているというふうに聞いております。

○野瀬議員 分かりました。

○建部議長 野瀬議員。

○野瀬議員 次に行きます。

これは先ほどから回答してもらっている内容なんですけども、問題が起こらないようにするためには、問題があった過去の事例、それはこの甲良町内で起こったというよりも、世の中でこういう問題があったという事例を教え

ることが、被害に遭わない、起こさないための近道だと思いますので、現在、先ほど教えているという、指導しているというところだったんですけども、この辺も日々、これ、変わって、新しい情報が必要になってくるところがありますので、随時更新して指導、この辺はしていただきたいと思いますと思うんですけども、追加で何かあれば。

○**建部議長** 教育長。

○**青山教育長** 今もお話ありましたように、やっぱりネット、SNSの取扱いについては、大変危惧しています。中学校でやっていたのは、県の、県警のサイバー対策室の方から来ていただいて、実際に今、野瀬議員おっしゃったように、こういう事案があるとか、こういうことが起こっているとかということ、実際のあったことを子どもたちの前で紹介してもらってということはやっていました。今もちょっとやっているかどうか分かりませんが、そういうこともやるのは可能だというふうに思っています。

○**建部議長** 野瀬議員。

○**野瀬議員** 分かりました。かなり有効な手だと思いますので、引き続きというところで、指導をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わらせていただきます。

○**建部議長** 野瀬議員の一般質問が終わりました。

次に、10番 西澤議員の一般質問を許します。

10番 西澤議員。

○**西澤議員** それでは、本日の一般質問の最後を務めさせていただきます。

1つ目は、生活道路の安全確保についてであります。もちろん丸山議員が言われた様々な凸凹や、それからセンターラインの消えている問題などについても、まだまだあります。そのうち、私が取り上げたのは、信号機の問題と、それから役場前の交差点の改良についてであります。

1つは、県道の役場前の交差点の改良工事、これ、いつまでかかっているねやという声をよく聞きます。そういう点でも、この進捗状況などを聞かせていただきたいと思います。県道の役場前交差点の改良工事については、南北方向の右折だまりを設置する工事であることは理解できます。しかし、着工からあまりにも時間がかかり過ぎていて、通行上も支障を来していることから、以下、質問をさせていただきます。

1つ目は、現在の工事の進捗状況と、そして、その課題について説明願います。

○**建部議長** 建設水道課課長補佐。

○**寺居建設水道課長補佐** 現在の進捗状況でございますが、滋賀県の湖東土木事務所の方に確認をさせていただいております、交差点北側については、

今年度工事が完了しております。交差点の南側につきましては、現在用地交渉ということで伺っております。また、課題といたしましては、事業に対する理解を深めてもらうということから、時間をかけて取り組んでいるところではあります。何分、今現在用地交渉中ということで、時間がかかっていると聞いております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** それで時間がかかっているわけですが、そのことを認めていただいています。しかし、県自体もそういう支障を来していること、それから、長くかかっていること、仮設設備がずっと設置したままです。通行の幅は決して狭くなっていないんですけども、仮設の機械が設置されていることから、安全とは言い難い。つまり、いろんな事故が起これば、そこに衝突をしてしまうというリスクがありますよね。このことを県も共有しているかどうか、どうですか。

○**建部議長** 建設水道課課長補佐。

○**寺居建設水道課長補佐** 今ほどおっしゃっていただきました、役場の前のところに、クッションドラムとかバリケードを置いていますが、こちらについては、南側の道路が完了するまではあの状態で置いておくということで、広げますと、また南側へ行く際に道が狭まるということで、危ないということから、現時点では工事が完了するまであの状態で置かせていただきたいということで聞いております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** それで、そういう支障が生じているということについては、共有、県自体が共有していますか。

○**建部議長** 建設水道課長補佐。

○**寺居建設水道課長補佐** 状況については見ていただいておりますし、共有はさせていただきます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** そして、その南の方が進捗をしていないというのは、神社の用地交渉の点だというように分かってまいります。そうだというように思います。そこで、現場の町としてどのような、その課題について働きかけをしているのか、幾つか課題があればそうですけども、その課題について、それぞれのところでどういう、町としては働きかけをしているのかどうか、お尋ねをしておきます。

○**建部議長** 建設水道課長補佐。

○**寺居建設水道課長補佐** 事業を進める上で、今ほどおっしゃっていただきましたように、湖東土木事務所、県と用地交渉相手、今の甲良神社の関係です

けれども、そこについては随時、甲良町が神社と県との間に入らせていただいて、日程調整などをさせていただいております。今年度におきましても、令和4年8月25日に甲良豊後守記念館の方で、地元と滋賀県の、第1回にはなりますが、そういった話合いをしていただく場を設けていただいております。内容の確認、あと、費用であったりと、そういった条件面について、いろいろと話をさせていただいているという状況でございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今、今年の8月に話合いが設定されると。私、去年の年末ですけども、法養寺のある方、関係者に聞いてみましたら、県は音沙汰なしと。つまり、その後の動きは一切ないというんですよね。つまり、北の方が工事が始まって、それぞれ、後の方でも触れますけども、甲良町の倉庫の撤去がありましたよね。それから見ますと、また、その前から拡張の工事、つまり、右折だまりを造らんなんねやという点は、かなりもう、記憶上で見ても四、五年前から浮上していますよね。県はもっと前から計画していたんだというように思いますが、それにしても、そういう計画を一方は着工し、北側は着工する、それから、その神社の立ち退きという、用地買収ですね。その交渉が、着手自体が今年の8月というのは大変遅いという点で、町がしっかりとしたメッセージをきちんと、やるなら両方が着工できるという状況のもとでやるべきではなかったのかということも含めて、追及をしていく必要があるというように思うんですけども、町がそういう、どういいますかね、県の姿勢に対してきちんと的確に批判をするのは、やっぱり町長の役割ですから、町長はどういうようにこの問題、考えておられますか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 難航している原因につきましては、工作物、社務所、鳥居、太鼓倉が、支障物件として立ち退き対象ということになってきますので、地元の役員体制の問題、それから、窓口が正副区長さんですが、大きな事業であるので、地元の委員会で合意形成をするという体制を取っておられます。それなりに地元対応をさせていただいておりますが、村岸課長とともに、私も一緒に湖東土木事務所と地元へ足を運んでおりますが、大きな事業でありますし、それから、先行して本殿の屋根工事もかかってきて、地元負担がかなりかかるというので、その地元調整に難航しているという状況です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今、町長の方から、用地買収の対象になる物件が説明ありましたが、再度、どこまでが用地買収の対象になるのか。本殿はかからないと思いますが、それに関連して本殿の改修も出てくるのか。本殿の改修は以前から、私が聞いていますのは、10年前からも根本的な改修をせんなんのやとい

うのを、法養寺の関係者の方から聞いたことがありますけども、どの範囲までが対象になるんですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 両方一気に言いまして、混乱させました。本殿については、県の文化財指定になっておりまして、台風で屋根が損傷しておりまして、県の補助金を頂いて改修をするということになっておりますので、なかなか県の文化財基金の順番が回ってこないということですが、今年度調査に入られて、いよいよ本殿の方は、文化財保護課の方の仕事で、来年度工事に入るという日程、スケジュールができます。そっちを先行させたいというのが地元の意向で、そして次に県道拡幅という順番を考えておられます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そうすると、先ほど前段で言われましたように、対象になるのが社務所、鳥居、そして太鼓小屋、こっち側の、南の方にあるやつですね。それ以外はないということでもいいですか。つまり、樹木も対象になってくるかなというように思いますが。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 樹木も相当数の本数で、対象物件になります。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、補償等の交渉、これが、先ほど分かりましたけれども、8月からの話合いですので、そういう着手自体、つまり、南側の用地交渉もないまま北側を進めたという点で、県の側はそういうようにして、不手際があったというように認識を持ってもらう必要がありますし、そういうことを、やっぱり現地の町民を代表して、町の方から提起をしていくということが必要だというように思いますが、いかがですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 それにつきましては、町が中に入って、地元と県土木の調整を引き続き行っていきたいと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 今の答弁に集約されているかなというように思いますが、甲良町側の対応として、西側倉庫の撤去、これは計画が上がった自体、大変早いですよね。そして、着手が去年だったか、おとしになるかな、いうようになりました。そういうように、全体の右折だまりを、南北の右折だまりを造るという計画にあるにもかかわらず、また、町長が言われたように、大規模な工事であるということにもかかわらず、その周到的な準備、地元との話合い、合意が、きちっと成案ができるまでに一方を着工したという点では、大変ミスがあるというのを率直に県が認める必要があるというように思いますが、い

かがですか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 同時進行という、同時着工ということができなかつたという点についての行政不一致がありましたので、もうこれは終わったことでありますので、法養寺、地元集落、宮役員さんと、引き続き協議を重ねていきたいと思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私どもも、もうその問題については県の対応ですよね。私どもが持つチャンネルで、県の対応を迫っていきたいと思いますし、過去の問題ではありますけども、そのことをきちっと、反省ふまえて次に進んでいくというのが大事だと思いますので、そういうようにしていきたいと思っています。

そして、完成までの見通し、大変暗くなってくるんですけども、どのぐらいのスパンを考えておられるんでしょうか。県の見通しですね。

○建部議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 今、現時点では用地交渉中ということもありまして、事業の完了については未定というふうに伺っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 着工前には、いつに完成する予定というので着手する。いつになるか分からんけども、着工するというのはあり得ないんですよ。そういう点で、いつに完成する予定で、県は着手したんでしょうか。

○建部議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 当時は、今の用地交渉の話がスムーズにいった場合については、事業計画を進めてから5年程度というふうには伺っていたと思います。しかしながら、個人のお宅も含めて、役場も含めてですが、いろいろと用地の交渉で時間がかかっておりましたので、そこについては、順次延長ということはあったんですけども、特に甲良神社につきましては規模が大きいということから、また、補償内容についても、県の方で精査を再度、何度もしていただいておりますので、ここについては時期が未定というふうに聞いております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 当初計画は5年程度ということで始まったというので確認できるんですね。

○建部議長 建設水道課長補佐。

○寺居建設水道課長補佐 すいません、もう一度、最初の事業が始まった当時の資料を確認はさせていただきたいと思いますが、一定5年程度と認識しております。ちょっと私の確認が間違っていれば、また訂正なり、ちょっと

資料を確認させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** これ、県の計画で、現地が甲良町ですから、そういう点でも現地の側がしっかりと発信をする、言うべきことは言うというのが非常に大事だと思いますので、その確認をしていただいた上で、本会議などで答弁お願いしたいというように思います。

2つ目に、信号機に関する県の基本方針を問うてまいります。

以前、県は交差点改良について、信号機の新たな設置をやめて、ロータリー方式に順次切り替えるという意向であるということを知ったことがあります。交通安全は重要な課題であり、事故ゼロ、死亡者ゼロは万人の望むところであります。

そこで、1つは、新設・既設を含めて見直しを進めていると聞きますが、真相のほどはどうなんでしょうか。

○**建部議長** 建設水道課長補佐。

○**寺居建設水道課長補佐** こちらにつきましても、滋賀県警の方にちょっと確認をさせていただきました。平成27年28日付で、警察庁交通局長の通達ということで、信号機の設置の指針が示されておりまして、滋賀県警察本部においても、それに基づいて見直しが行われているということでございます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 指針の内容は、ざっとして説明できますか。

○**建部議長** 建設水道課長補佐。

○**寺居建設水道課長補佐** まず、信号機の設置をする場合がございますが、交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状等を調査しまして、ほかの対策により代替が可能な場合、また否かということをお考えしながら、必要性の高い場所を選定して設置をするということです。また、撤去の場合におきましては、交通環境の変化により交通量が減少しましたり、利用頻度が低下したことによりまして、信号機についてはほかの対策で代替が可能な場合につきましては、信号機の撤去が検討されると聞いております。

いずれにしましても、先ほど申し上げました警察庁交通局長の通達により、信号機の設置指針によります条件に該当する、しないということで、設置・撤去が検討されているということでございます。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 後の項目でも質問の事項に入れていますが、学校など、通学路、交通量の減少などにかかわらず、そういう安全確保で必ず必要だという点、特に学校、それから弱者がよく通るところというのを配慮するようというのが、その指針の中に含まれていますか。

- 建部議長 建設水道課長補佐。
- 寺居建設水道課長補佐 指針の中には、歩行者の横断とかそういった需要のことは書かれておりますが、交通弱者であったり、今ほどの学校の通学路に関してのところの記載については、明確には書かれておりません。
- 建部議長 西澤議員。
- 西澤議員 そういう、②のところは今、基準が、警察庁の方で指針が示されたということだと思います。それでいいんですかね。②はその基準、定めている基準はそれでいいのかどうか。
- 建部議長 建設水道課長補佐。
- 寺居建設水道課長補佐 すいません、ごめんなさい。先ほどの答弁ですが、すいません、設置をされる場合におきましては、交通弱者の保護という観点で書かれております。廃止につきましては、そこについての記載は書いておりませんが、一定、今、現時点でついているものについては地元協議であったりということなり、あと、代替ということで、撤去に対する代替ということであれば、標識の設置でありますとか、区画線、標識、標示ということでの対応ができるかどうかの検討をふまえた上で、また、地元というのが一番大きく関わってまいりますので、そういったところとの協議が重要だというふうに認識しております。
- 建部議長 西澤議員。
- 西澤議員 それで、信号機全般ですけれども、青、赤、黄色の信号機と、それから、一つ目で、一方が赤、一方が黄色で点滅をする信号機があります。これは、以前そういう信号機は撤去するというのが進められていると聞いたんですけれども、それが基本方針になっているのか。先ほど答弁いただいたいろんな状況を加味しながらも検討する項目になっているのか。無条件に一つ目信号についてはなくしていく方向なんだという点は、どうなんでしょう。
- 建部議長 建設水道課長補佐。
- 寺居建設水道課長補佐 一つ目信号につきましても、先ほどの通達によりまして、信号機の設置の指針におきまして、撤去の考え方によります。先ほど申し上げましたとおり、標識でありますとか区画線等の標示で代替ができる場合については、撤去についても検討するということがされておりますので、指針には一定そういった内容で、撤去の方も含めての考え方となっております。
- 建部議長 西澤議員。
- 西澤議員 これ、地元の住民さんの意向も非常に大事になってくるかと思えますけれども、池寺のあの道路、それからカントリーエレベーターの近くのところの点滅、一つ目点滅がなくなりました。けれども、やはりあそこに交差

点があるという点は遠くから知らせて、ちゃんと危険を感知してその心得をするという点では、大変いい役割を果たしているんですよね。それで、あのパトのライトですか、いうのが回りますけども、回らんとときも、僕、時々行きますけども、回らないときもある。反対から来ている場合でも回っている場合があるというのがあって、やはり一つ目信号の役割、大変いい役割を果たしているというように思うんです。

そこで、町としては残すべきだと、残してほしいということをお願いをしていってほしいですし、そのことを提起をしているのかどうかの現状も聞かせてください。

○建部議長 総務課長。

○中村総務課長 要望の件でございます。これにつきましては、滋賀県町村会、町部分でも同じような一灯式信号とがありますので、その中から6町の方で、6町の要望としまして、信号機等の交通安全施策の整備の促進といたしまして、通学路、未就学児が集団で登校する道路、高齢者の生活道路にある交差点については対応の迅速化を図る一方で、町の道路の交差点にある既存の信号機の撤去は慎重を期した対応を図ることということで、6町を通じて要望を夏にいたしました。この回答もいただいておりまして、その回答につきましては、滋賀県警からでございますが、交通環境の変化等により交通実態に適合しなくなるなど、必要性が低下した信号は信号無視を誘発すると。それと、自動車を不要に停止させるなど、交通の安全と円滑に支障を及ぼすおそれがあることから、代替となるような安全対策を実施した上で撤去を進めていると。撤去に際しては、今後も丁寧な説明に努め、地元の理解を得られるように取り組んでまいりたいというような回答でございました。これ、特に私ども思いますのは、もし一灯式信号等を撤去するということになりましたと、まず地元との調整、丁寧な説明はもちろんでございますが、その代替となるような安全対策、これをしっかりしていただくということが、また重要になってくるというふうに思っております。

以上です。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 これ、代替があるということが前提になっていますけども、カントリーエレベーター近くの県道の点滅信号、ここについてはその代替の役割を果たしていない。それから池寺のところにあるやつも、私は非常に、代替の役割を果たしているのは、大変弱いというように思いますので、そういう意見もあるというやつをしっかりと発信をしていただきたいと思います。いかがですか。

○建部議長 総務課長。

- 中村総務課長 交通安全の対策をしております、私の総務課でございますが、しっかりとそういう機会ございますので、図っていきたいというように思います。
- 建部議長 西澤議員。
- 西澤議員 以前、尼子の通学路にある信号機が撤去されようとした事態がありました。PTAはじめ関係者の存続要望が強くて、撤去中止された経緯があります。これは事実で、確認をできますか。
- 建部議長 総務課長。
- 中村総務課長 撤去の、今、西澤議員言っておられたような要請、要望があったということは聞いております。
- 建部議長 西澤議員。
- 西澤議員 それで、東小の信号機、東小の前ですね。通用門のところにある信号機が撤去される計画があると、同じように聞きましたが、これは事実でしょうか。
- 建部議長 建設水道課長補佐。
- 寺居建設水道課長補佐 今ほどおっしゃっていただいたのは、東小学校の前でよかったですか。
- 西澤議員 そうです、東小学校。
- 寺居建設水道課長補佐 東小学校の前については、私どもの方では今ほど、聞いてはおりません。
- 建部議長 西澤議員。
- 西澤議員 そういう情報を議員からいただいていたので、それが本当かどうか、そういう計画があるのかどうかというのをぜひ確認をして、あるのであれば、通学路という点で、あそこ、左右がきかんところから車が出てきます。そういう点では、注意喚起をしっかりと発信する上では、信号機の大事なところがあるというように思いますので、確認をいただきたいと思います。
- それで、人口減少や高齢化などで、ますます車両の往来が減少する可能性も出てきます。そうすると、過疎になっていく甲良町、人口減少になっていく甲良町は、ますます通行量、それから、効率優先から見れば、遅れてしまいます。そういうことだけで判断しないようにということを、ぜひ県への働きかけをしていただきたいと思いますが、いかがですか。
- 建部議長 総務課長。
- 中村総務課長 先ほど述べましたように、しっかりと要望してまいりたいと思います。
- 建部議長 西澤議員。
- 西澤議員 ぜひこれ、人口の減少になる、そして、ますます出生が減ってい

きますと、10年後と言わず、5年後、2、3年後には本当に人口が減少をして、寂しいところになっていきます。それを、人口の減少と通行量の減少、そして、そういう状況を優先されて割愛されていきますと、施策が決められていきますと、ますます危なくなってくるというように考えますので、ぜひお願いしたいと思っています。

次に、大きな2番目の、ごみの抜本的減量と新ごみ処理施設整備の計画について、見解をお尋ねします。

この間、焼却一辺倒の発想で進めてきたごみ処理を、根本的に見直したことを高く評価をしています。そして同時に、今後進む道のりは決して平坦ではないと考えます。しかし、地球温暖化防止、住民負担の決定的な軽減という道理に立った決断と理念を貫くことが、とても重要だと考えます。

その中でも財政負担の問題は、甲良町と彦根市にとって最も切実で差し迫った課題であり、従来のまま進めば、現時点で明らかな事業費用は290億円であり、その中には用地取得費と搬入道路、アクセス道路ですね。その費用は含まれていません。だから、物価の高騰などの要素が加わって、300億円を優に超えて、350億円前後になると予想されています。西清崎の建設候補地周辺地域では、500億円近くになると、こんな情報も飛び交っているようです。そこまで高額にならないとは推測されますが、甲良町の負担額は数十億円に達すると見込まれます。我が町としては、重大な決断を迫られる時期が必ず到来するものと考えます。つまり、撤退をするか、それとも、そういう負担をのみ込んでいくかという決断が、近い将来迫られてくるというように思います。

数十万と言いましたが、循環型の設備をする場合、つまり、カーボンニュートラルに資する施設をするものについて2分の1、場合によっては3分の1の補助が付きませんが、アクセス道路や、それから用地取得費、それから、それに資しない費用は対象になりません。ですから、もし300億円として、半分が国の補助を受けられることにはなりません。ですから、そういう点でも甲良町の負担は数十億円、ないしはその数十億円の上の方にいっちゃうという可能性も出てまいります。

地球環境の保全という観点も大事なんですけど、持続可能な甲良町の財政運営を考えると、その負担が降って湧いてきたら、降ってきたら、のみ込んだら、それこそ大変な状況になるわけで、その点でも、トンネルコンポスト方式に切り替える検証が始まった、この道をぜひ成就できるように努力を、町長にはお願いしたいと思っています。

以下、町長の見解をただしてまいりますので、お願いします。

1つは、トンネルコンポスト方式の検証・検討を開始したことについてで

あります。

小さい①は、副管理者として三豊市の「バイオマス資源化センターみとよ」の施設を視察されて、感想・評価、認識が、変化があったものというように思います。つまり、焼却を進めていた管理者の皆さんが、このトンネルコンポスト方式に切り替えていくための検証をやろうというように踏み込んだわけですから、その一員である野瀬町長の変化、どういうものだったかお尋ねいたします。説明をお願いします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 視察に行ったのは8月、去年の8月でございました。トンネルコンポスト方式とっていますが、もう既に一般化するということが言われておりますので、その場合には好気性発酵方式という呼び方をするらしいです。集積した可燃ごみをいったん細かく切って、コンクリートの水槽に入れる。そして、生ごみ類は微生物によって発酵分解するという処理でありますし、残ったごみについては、微生物の発酵熱で、紙類とプラスチック類が残ります。結果、紙類とプラスチック類を固形燃料化したものをRPFと言います。リバーセンターの固形燃料は、生ごみを含む可燃ごみの全てを固形燃料化しておりますので、RDFということをして、燃料としての火力は低いという状況です。

トンネルコンポストに戻りますが、現地視察したときのコンクリート水槽の臭いですが、水槽の上層部は木製チップ、木のチップが入っておりますので、チップの臭いはしましたけれど、水槽直近で臭いを嗅ぎましたが、悪臭、異臭はしませんでした。私は。

そこで、全体の感想ですが、地域温暖化防止、CO₂削減が叫ばれているとき、燃やさないごみ処理、しかも可燃方式より建設コストが安くなるという説明がありましたので、財政負担が軽減されるこの時期にしっかりと、将来のごみ処理方法について悔いの残らない方式を再検討することは、とても重要だというふうに考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そういう心境の変化があって、検証に踏み出すというようになられたんだというように思います。

それで、令和11年の稼働をめざす新ごみ処理施設整備計画における我が町の対応方針、これを整理をしていく必要があると思いますが、どういう整理が必要になるか、また、それにあたっての観点はどうなるか、説明をお願いします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 今、広域行政組合では11月の組合議会で、トンネルコンポスト方式の実現性の可能性調査のコンサル委託をして検証に入っている、調査に入っているという状態でございます。組合議会でもそればかりに終始しましたが、調査結果を見ないと分からないという前提はありますが、非可燃方式が採用できれば、それに向かって、それぞれの課題調査への切替えということで、そちらの方がベターであると考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 整理する項目、今現在で分かるところ、つまり、コンサルに検証、それから検討の項目、多岐にわたっているというように思いますけども、町として対応する上での項目は、どんな項目が整理を、対象としてしなければならないのか、現在の段階でどうぞ。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 調査結果に基づきましての結果になりますけれど、調査結果に基づいて、新たな処理施設の整備計画となればその方向に沿って、甲良町はじめ構成団体の市町、それぞれが対応方針を再整理をするということになると思います。そうなるのであれば、共同で計画を立てています彦根愛知犬上広域行政一般廃棄物処理基本計画、この基本計画から見直すということが前提になるのではないかというふうに思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、その検討する項目の中に、彦根市は別で4町、愛荘町と犬上3町は、RDFの方式になっているリバースセンター、これの見直し、そして、そのRDFについては大変コストがかかってきて、販売の金額よりも輸送の方が多い。ある議員が調べたところ、販売量は1トンあたり500円、輸送は1トン4,000円の、差が4,000円というようになっているそうです。その点でも改善が必要だというように思いますし、それから、分別せずに全部をRDF、つまり、固形燃料にしていくという点では、これは分別方針と矛盾がありますので、そここのところも見直しが必要だというように出てきますが、そのことも検討課題に上がってくるというように認識がございませうか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 当然、処理方式が違いますので、検討するということになると思います。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 それで、そういう方向に進んでいった場合、ないしはまた、その方向に進まなくても、ごみの減量というのは大きな課題となってきます。

そこで、ごみの抜本的減量計画策定の決議が可決をしました。それで、作

業の状況をどのようにして取り組んでいるのか、進捗状況も含めて説明をお願いします。

○**建部議長** 住民人権課長。

○**宮川住民人権課長** まず、新ごみ処理施設につきましては、第2候補としてコンポスト方式が取り上げられたことにより、どのように進めていくべきかを、実現可能性調査の結果を基に進めていくこととなります。しかしながら、ごみ減量を含むごみ処理に関する計画につきましては、一般廃棄物処理基本計画を策定しておりますので、本基本計画を実行していくことが本意ですが、現段階では実現可能性調査が3月末以降に結果報告されるということですので、その結果をふまえ、甲良町から行政組合、または1市3町へ発信していきたいと現在思っております。

○**野瀬町長** 実務的には、住民人権課長が申したとおりでございます。ただ、各市町でごみ半減の、議会での請願が採択をされているという状況でありますので、そこをどうするのかという点については、まず、ごみの処理方式が確定をしないと次の段階へ移れない、処理方式をどうするかというのが、今の当面の大きな課題でありますので、ご提言いただいております徳島県の上勝町、鹿児島県の大崎町の事例に進むのか、あるいは独自方式を選ぶのか、それについても実務検討を始めなければならないと思いますし、議会議員さんからの提案もいただきたいというふうに思っております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 2つ目ですけども、庁舎内の、今、答弁のあった問題は次に併せて聞いてまいります。

庁舎内のチーム編成と住民グループの組織育成が、そういう場合必要になってくるというように思いますが、見解をお尋ねします。

○**建部議長** 住民人権課長。

○**宮川住民人権課長** 担当課といたしまして、実現可能性調査の結果によらずとも、本基本計画により、まずは学校や地域等との連携を図り、環境教育を推進すること、また、自ら率先してごみの減量、資源化への取組を実践できる人材育成、また、行政としてごみの減量、資源化の必要性、ごみ処理経費の削減効果等、ごみに関する理解を求める情報や、町民・事業者のやりがいにつながる情報提供ができるよう、広域行政組合及び1市4町での広域的な行動が必要になると思っております。よって、現状では庁舎内のチーム編成をするというような、そういう具体的なことは考えておりません。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** ごみの減量にあたっては、どういう方式でするかどうかは別の問題として、ごみの減量は必要と。以前、ひと絞り運動がポスターにされてい

ました。これではあかんというように考えていますか、それともそういう範囲でしか考えないということなんですか、どうですか。

○**建部議長** 住民人権課長。

○**宮川住民人権課長** ひと絞り運動といいますのは、その効果を見定めて、以前されておりますし、今も、現時点でもひと絞り運動というような声をかけさせていただいています。ただ、今現在、周辺の町も参考にさせていただいている中でも、フードバンクのようなこともされておりますし、そういうようなこともありますし、また先ほど、以前、こちらの方でも補助金出しておりました生ごみ処理機の方につきましても、そういうようなことをもう一度精査していきまして、次の新ごみ処理施設の方向に合わせて進めていきたいとは考えております。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 皆さんにお配りしました資料がございます。「我が家の実践」、これはワタナベさんという方なんですけど、「我が家のキエーロで燃えるごみが半減した」という記事があります。これは愛犬の支部の年金者組合の機関誌に載ったコピーになっています。そこで、やはりごみの処理方式がどうあろうと、ごみの減量、これは後でも触れますが、豊郷は堆肥化の運動、運動というか、町が音頭を取って、字別にそういう生ごみを収集して、そして、そこで堆肥化するという取組をもう既に実践をされています。加入者がまだ少ないという課題があるようなんですけども、そこを増やしていくことによって、各家庭でのごみの減量、つまり、この方が実践されているように、堆肥にする過程で、つまり、EM菌、微生物で熱発酵して、そして発酵してごみが消えていくということですね。それで、それを畑に使っていくというので、半分になったと。これは確かにどの家庭でも、ぼかしというのもやっている、実践されている方、それから、グループがありますね。そういう点で、そのところに学んでいってもらいたいというように思いますし、そのことを町として発信をし、住民の中に啓発をし、そして、それに自発的に取り組もうという機運を高めていくということが大事だと思いますが、いかがですか。

○**建部議長** 住民人権課長。

○**宮川住民人権課長** 今までもですけど、これからもですが、こういうような、いい、ご自身でいい行動を起こしておられると思います。また、最後の方にも、自分にできることを考えながら生活していくということも書いております。そういうようなことを少しでも増やしていくように、このような環境に優しいことにつきましても、大分手間もかかるというような、その辺りも十分住民の方にお含みいただいて、環境が大切ということ、これから推進していくべきだとは考えております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 とりわけ若い世代、20代、30代、40代の方々が、気候危機の危機感を大変高めて、強めています。というのは、私たちは落ちぶれていく、私は落ちぶれていく側ですけども、若い子は今後何十年、この地球上で暮らしてかんなんらんといいふうになりますと、熱波が起こる、寒暖の差がこんだけ激しい、そして零下5度まで行ったかと思うと、次の日は6度、7度という、こういう大きな変化、これ、それから台風の巨大化いう点でも、地球環境のおかしさは実感をしてまいります。そういう点でも、ごみだけに関わるわけではないですけども、ごみも1つの課題として、環境を考えるとという若者世代とのアプローチ、それから、タッグも必要かというように思いますので、この点、ぜひ研修会、見学会、これ、どうぞ来てくださいと言われております、このワタナベさん。現物を見てもらったら結構ですよというので、お会いしたときに聞きましたら、そんな回答でした。うまいことしゃべれませんが、どうぞ来たい人、見に来てくださいという話でしたので、ご紹介をしておきます。

この研修会や、広めていく取組、そういう計画をぜひしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○建部議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 1つの議員からの提案ということで、参考にはさせていただきますが、ちょっと議員の発言の中で、これから議員が衰えていくというような発言がありましたが、やはり議員は議員の年齢層の中で、どのような形で周りの方にコミュニケーションを取りながら、環境を大切にしていこうかというような情報提供も、こちらからしていただきたいと思っておりますので、またそのようなことでお助けいただける場合は、お助けいただきたいと思っておりますので、お願いします。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 私が衰えというのは、体力的に衰えるのはもちろんですけども、40年、50年、この先、生きられるというようには考えられません。けれども、若者はそうじゃないんですよ。その地球環境の中で生きていかななりませんので、そのことを非常に強く感じている若者のグループができていますので、逆に言うたら頼もしい流れだと思っておりますので、そういうようにして働きかけていただきたい。ぜひ、見学会や研修会、そういうなのも呼びかけてもらえる機会をつくっていただければありがたいと思います。

豊郷町、先ほど言いましたが、生ごみの堆肥化の取組、これ、大変参考になる取組だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 提案をいただいております。以前、今の生ごみ処理機の前に、米ぬかを原料にやったり、EM菌をやったり、ぼかしをやったりという、住民課での啓発取組がありました。今回、住民人権課長答えておりますが、行政がどのようなプランをして、そして、住民を巻き込んで一緒に取り組めるかということでもありますので、これは私が言っている、みんなでまちづくりという、行政と住民が一体になってということに取り組まないと半減はできませんので、何をもってそれをやるかということ、まず決めるというのが先決かなというふうに思っています。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 その中で、豊郷町の生ごみの堆肥化、そして減量の実践をされていますので、それも大いに参考にして、その中に入れていただきたいというふうに思っています。

次に、ごみの減量を考える場合、「全ては資源」との哲学と書きましたが、考え方が大変重要になってまいります。分別の徹底をいかに定着させるか、犬上3町の場合は、ずっと全てのごみを一括して袋に詰めて、あとは知りませんというのがずっと、歴史的に長かったわけですね。そして、けれども、それではいかなんというように住民の方、町民の方が思い始めているのも事実だというように思います。また、啓発をすればそういう考え方が広がっていくというように思いますが、分別の定着、どういうように進めるか、また説明をお願いします。

○建部議長 住民人権課長。

○宮川住民人権課長 まず、分別の徹底もですが、まずはマナーを守る人をどのように増やしていくのかを考えることも、重要な点だと思っております。1つの手段として、分別を含め適切なごみ排出の管理及び、今申しました分別区分の周知徹底として、1市4町でごみ収集カレンダーの作成をしております。また、今後は一般廃棄物処理基本計画を基に、町民の皆様が適切に排出していただけるよう、住民などと協働し啓発に努めていきたいと考えておりますし、また、1市4町の広域の方でも分別方式をそれぞれ考えまして、新ごみ処理施設に反映させていくというようなこともしております。

このことをふまえて、また、住民の方に啓発の方を十分、また啓発というか、定着の方を十分していくように、今後は努めていきたいと思っております。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 1市4町の枠組みで、地球温暖化防止に寄与して、財政負担軽減の方向でかじを切ろうというように検証が始まりましたが、その方向でもプラスチックなどの分別回収方針、これは既に分別の方針が決められています

ので、それを徹底していくということが大事だという点では変わらないというように思いますが、いかがですか。

○**建部議長** 住民人権課長。

○**宮川住民人権課長** 議員の質問内容のとおり、財政負担軽減に努めたいとの考えから、プラスチックごみについてはごみ分別方法統一化等検討委員会の統一案を基に、首長会において分別と資源化というような形で決められ、資源化に適さない汚れたプラスチック類については焼却、熱回収して、熱エネルギーの有効に活用していくという今現在の方針となっております。

このことをふまえ、今後加速化されていく脱炭素やプラスチック資源循環の動きに即し、住民の皆様にとってより分かりやすく取り組みやすい方法で、プラスチック使用製品、廃棄物の分別・資源化を進めることになると考えています。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 上勝町は三十数種類の分別をして、ごみの処理の負担の金額は大変少ないとなっております。そして、分別をしたプラスチックや、それから金属類は売却をして利益が出ている、そういう取組もしています。小さい町だからできるというわけではなくて、そういう歴史があって取り組んでいる、ここにも学んでいきたいというように思っています。

次に、ごみ問題の根本的解決です。今まで対処方針、対処的な提案提起をしまいましたが、根本的なごみ問題の解決が地球全体で、そして日本でも、そして地域でも、甲良町でも必要になってくるというように思いますが、その点で聞いてまいります。

1つは生産者拡大責任制、仮称の資源回収法、これは笠松さんが提起をされている方、おられます。上勝町の元町長さんです。指し示しておられる方向が、日本と世界の大きな流れになってくるのではないかと。日本こそ「何でも焼却」から脱却しなければならないと考えます。

続けて聞いてまいります。去る1月の、市民有志とともに豊橋市の下水汚泥、し尿の汚泥、生ごみを相互処理、つまり3種類のごみを総合処理する施設を見学してまいりました。生ごみの完全分別は数十年の歴史があって、生ごみを汚泥に、下水の汚泥に混ぜると発酵がしやすいというので、そこに統合をして、3種類を発酵させる。そして、バイオマス発電を実施をしています。CO₂の排出を抑制する取組に学んでまいりました。そのことも広げていく必要があると思いますし、広域のところでも提起をさせていただきました。将来展望が開けるとは思いますが、この点、町の狭い範囲だけで考えていきますと、いや、何の役割になるんやというように懐疑的にもなりますけども、根本的な解決方法、つまり、地球環境を守ること、そういうことに寄与

する方向が示されていく必要があると思いますが、町長の見解、お尋ねします。

○建部議長 町長。

○野瀬町長 2つまとめてでよろしいでしょうか。

最初の笠松氏の資源回収法については、前回の質問にもありましたように、生産者責任を問うていくという、そういう趣旨だったと思いますが、今後どう展開するのかというのは見定めていきたいというふうに思っております。

それから、今、日本全体では可燃焼却方式を採用しておりますが、日本では三豊市という、燃やさない方法であります。世界的にもそのことが比較検討されているところでございます。しかし、三豊市よりもこの1市4町の規模が大きいので、その我々の圏域で、1市4町の広域行政組合の範囲内で、今のトンネルコンポスト方式と言われることが実現可能なかというのが、新たな処理方式の検討事項であります。今これを検討していることを実行するとなると、三豊市に次いで日本の先進事例になるということも、私は考えられるというふうに思っています。

それから、もう一つですが、間接的な回答になると思うんですが、私はこの施設、存じないので、豊橋市。県の情報を言わせていただきます。年に1回、滋賀県では流域下水道、それから公共下水道の県下全体の市町、県と一緒に協議会が開催されて、意見交換をしています。今後の下水道処理、どうしていくんだというのが主であります。県の情報提供では、下水道処理施設と、それからし尿処理施設を、将来的には一体化するという構想が出ておりますので、これは湖東衛生管理組合管理者の伊藤町長も、湖東衛生管理組合の方で、どうするんだという情報伝達はされているようです。

したがって、下水はそういう方向、それから、生し尿はそういう方向、浄化槽汚泥もそうですが、ごみ処理は、生ごみ処理については一般廃棄物ということになりますが、その新たな方式が今、県で検討されている方式に合体できるのかどうか、そういう将来計画は、大きく県も考えているということでございます。

○建部議長 西澤議員。

○西澤議員 ネット資料を見ますと、この豊橋市の3種を合同させてバイオマス発電をしているところは、9自治体あるんです。そして、この事業は国交省の推奨事業となっております。補助も大変大きな金額となっております。その点で、ある県会議員さんがもう既に一般質問の中で、この問題を取り上げておられる方がおられました。そういう点では、今、県がそういう方向、つまり下水道汚泥、それからし尿処理も一体としてごみの有効活用、ごみとならないように、今まで全部焼却ですよね、汚泥になったやつは。そういう点で

も検討が始まっているということは、希望の光だというように思いますし、そのことが進んでいくように、いただきたいと思います。

そこで、野瀬町長としては上勝町の元町長、笠松氏の講演会にも参加されておられまして、見識を積んでこられたと思います。新ごみ処理施設建設計画において、財政危機克服の課題でも、また、カーボンニュートラルの実現をしていく課題でも、指導力をぜひ発揮をしていただきたいというように考えています。そういう点、それから、少なくとも従来計画の大規模焼却方式に後戻りをしないと、後戻りさせてはならないというように、管理者会で強く発信をしていただきたいし、発言もしていただきたい。広域組合の議会もそうですけども、そういう点で、管理者会の役割というのは大変大事だと思いますが、その働きかけをぜひしていただきたいと思いますが、決意のほど、ないしはそういう思いがあるかどうかお尋ねしておきます。

○**建部議長** 町長。

○**野瀬町長** 8月の三豊市のトンネルコンポスト、管理者、副管理者、事務局で見学に行った後、フリーで正副管理者の意見交換会をしまして、一応そのときの意見集約が、ぜひ検討しようということで、そして、議会に今働きかけているという状況でありますので、1市4町の管理者は、この方式、いいなという感触の中で、今、新たな調査に入っておりますので、その方向をぜひ進めたいと思っています。

○**建部議長** 西澤議員。

○**西澤議員** 私がこのごみ問題に取り上げましたのは、環境問題はもちろんです。甲良町が切迫をしている財政問題で、このまま進んでいくと、先ほど言いました300億を超える事業計画が頭に振りかかってくる、肩にのしかかってくるということをいかに回避するか、そして、それを改善していくかというのは、甲良町にとっても大変大事だというように思います。そういう点で、どういう方向にかじを切っていくのか、指導力を広域組合の中で発揮していくのかというのが大事な点ですし、1市4町では、犬上3町と愛荘町では、RDFの問題がずっと解決をしていくことが迫ってまいります。そういう点でも、今後この複雑なかじ取り、それから政策の展開が考えられますので、ぜひその点、整理をしながら進んでいただきたいことを申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○**建部議長** 西澤議員の一般質問が終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これをもって散会いたします。ご苦労さんでございました。

(午後 5時06分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 建 部 孝 夫

署 名 議 員 山 田 裕 康

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣